

平成24年度

(平成23年度実績)

業務の概要



鳥取県福祉相談センター

鳥取県中央児童相談所

鳥取県婦人相談所

ごあいさつ

平成24年度の福祉相談センターの業務概要をお届けします。

鳥取県福祉相談センターは、鳥取県中央児童相談所として県東部地域の子どもの御相談をお受けするとともに、鳥取県婦人相談所として女性の御相談をお受けしています。

当センターは平成3年10月に開設以来20年が経過しました。開設当初は児童相談所と女性相談所の他に知的障がい者・身体障がい者更生相談所を設置していましたが、近年の子ども虐待や配偶者等からの暴力（DV）被害の相談の増加に、より迅速かつ的確にお応えするために、併せて障がいのある方の福祉向上のために東部・中部・西部総合事務所福祉保健局に知的障がい者・身体障がい者更生相談所が設置されたことにより、平成15年4月から現在の組織体制となっています。

今、毎日のようにマスコミ等で痛ましい子ども虐待、DVが報道される中で、当センターは子ども達やDV被害者の最後の砦として、職員一同強い使命感をもって日々業務に携わっています。

社会の矛盾は一番立場の弱い人にしわ寄せがくると言われます。当センターでは、個々の相談を被害者の立場に立ってその解決のために、時には加害者と対峙しながらも関係者の皆さまと協力して全力で対応しています。

当センターの役割は個々の相談への対応が最優先ですが、虐待やDVの発生を未然に予防し、また早期の発見やその後の支援の体制を作っていくことも大きな役割です。

これまでもまたこれからも子ども虐待もDVもその予防・発見・支援には各市町村や関係機関等との連携が不可欠であります。幸いにして鳥取県は「顔が見える関係」が構築できる地域であり、地域でのネットワークは着実に動いています。当センターがこのネットワークに参画して一緒に活動してしていくことは大きな使命であり、引き続き尽力してまいります。

今後も引き続き関係する多くの方々と連携して、子どもと女性の人権を守る役割を果たしてまいりますので御支援御協力を賜りますようお願いするとともに、この概要への御意見をお寄せいただきますようお願いして、挨拶とさせていただきます。

平成24年6月

鳥取県福祉相談センター
鳥取県中央児童相談所
鳥取県婦人相談所
所長 門脇 保身

目 次

はじめに

I	福祉相談センターの概要	5
1	概要	5
2	組織と業務	6
3	管轄地域	7
4	敷地、建物等の概要	7
II	中央児童相談所の概要	9
1	業務の概要	9
2	相談の種類及び内容	10
3	指導、措置の種類及び内容	11
4	相談業務の状況	12
5	各相談の状況	15
6	判定業務の状況	20
7	一時保護業務の状況	21
8	各種事業の状況	22
9	県内児童福祉施設等入退所状況	27
10	県内児童福祉施設等一覧	28
III	婦人相談所の概要	29
1	業務の概要	30
2	婦人相談員の設置	30
3	相談業務の状況	30
4	一時保護業務の状況	35
5	主催事業実施状況	37
6	鳥取県における主なDV被害者支援関係事業について	38
	福祉相談センター利用のご案内	40
	福祉相談センター案内図	41

I 福祉相談センターの概要

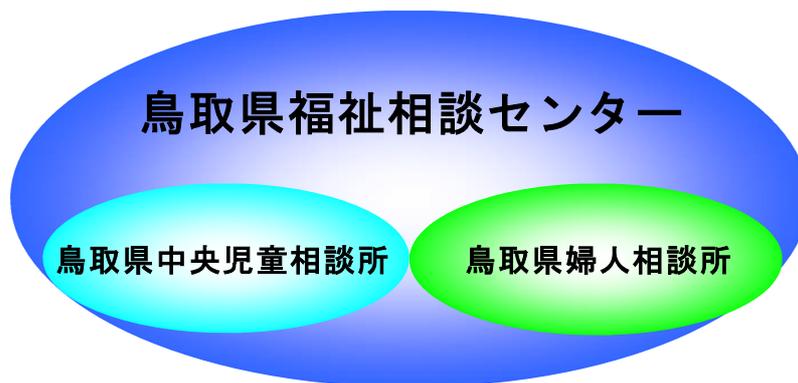
1 概 要

当センターは、法律上必置の中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所の4福祉相談機関を統合した機関として平成3年10月に開所しました。

平成15年4月の機構改革により、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所は県東部、中部、西部の福祉保健局にそれぞれ分散設置され、当センターは、中央児童相談所と婦人相談所を統合した機関として再スタートしました。

当庁舎内には県立精神保健福祉センターが併設されており、さらに、近辺には県立中央病院を中心に、東部総合事務所福祉保健局、鳥取看護専門学校、鳥取養護学校、鳥取療育園、看護研修センター、赤十字血液センター等があり、鳥取県の保健・福祉・医療の中核となるゾーンが形成されています。

当センターはこれら関係機関との連携のもとに「効率的なサービスの提供とサービスの質的な向上」に努めています。



沿革

平成3年10月 中央児童相談所、婦人相談所、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所を統合した機関として開所

平成14年4月 婦人相談所に、配偶者暴力相談支援センターの機能を付与

平成15年4月 機構改革により、身体障がい者更生相談所、知的障がい者更生相談所が各福祉保健局に移管

平成17年4月 相談課を、児童相談課及び女性相談課に分離



所在地 〒680-0901 鳥取市江津318-1

電 話 0857-23-1031

ファクシミリ 0857-21-3025

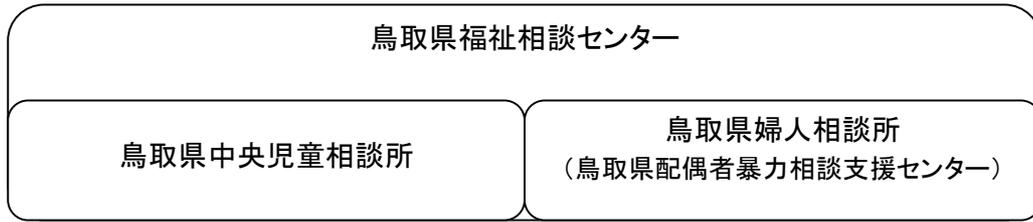
E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp

ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=34903>

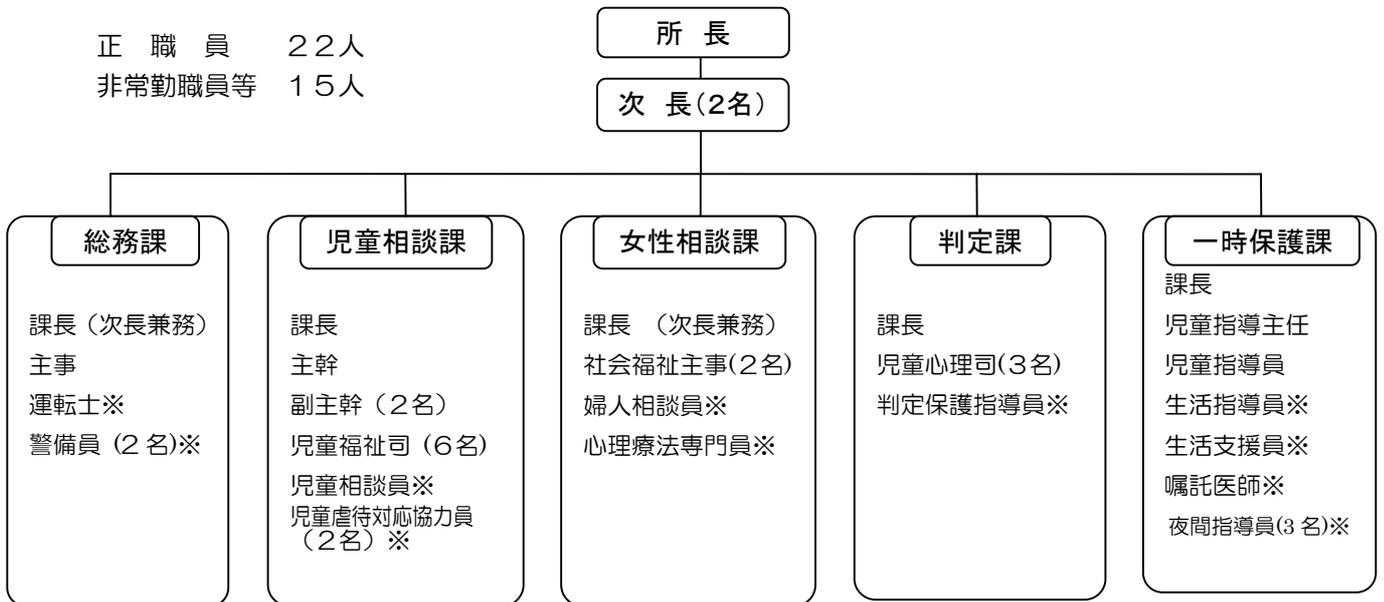


2 組織と業務

(1) 機構



(2) 組織図(平成24年6月1日現在)



※非常勤職員

(3) 各課の業務

総務課

- ・総務事務、庁舎管理、センターの総合企画・調整、公用車の運行・管理

児童相談課

- ・児童に係る相談、社会調査、措置・指導

女性相談課

- ・要保護女子、暴力被害女性に係る相談、調査、保護、援助

判定課

- ・児童及び要保護女子等に係る心理判定
- ・心理治療等児童への治療指導、軽度の情緒障がい児治療

一時保護課

- ・児童の緊急一時保護、行動観察、生活指導
- ・要保護女子等の一時保護

3 管轄地域

機関名	管轄地域	管轄地域の概要	
鳥取県中央児童相談所	鳥取県東部 (鳥取市,岩美郡,八頭郡)	面積 人口 世帯数 児童数(18歳未満)	1,518.7 km ² 238,460人 87,074世帯 38,723人
鳥取県婦人相談所	鳥取県全域	面積 人口 世帯数	3,507.2km ² 585,475人 (男性279,255人 女性306,220人) 213,183世帯

※人口、世帯数、児童数は、平成23年10月1日現在の集計(資料:県統計課)

4 敷地、建物等の概要

(1) 構造等

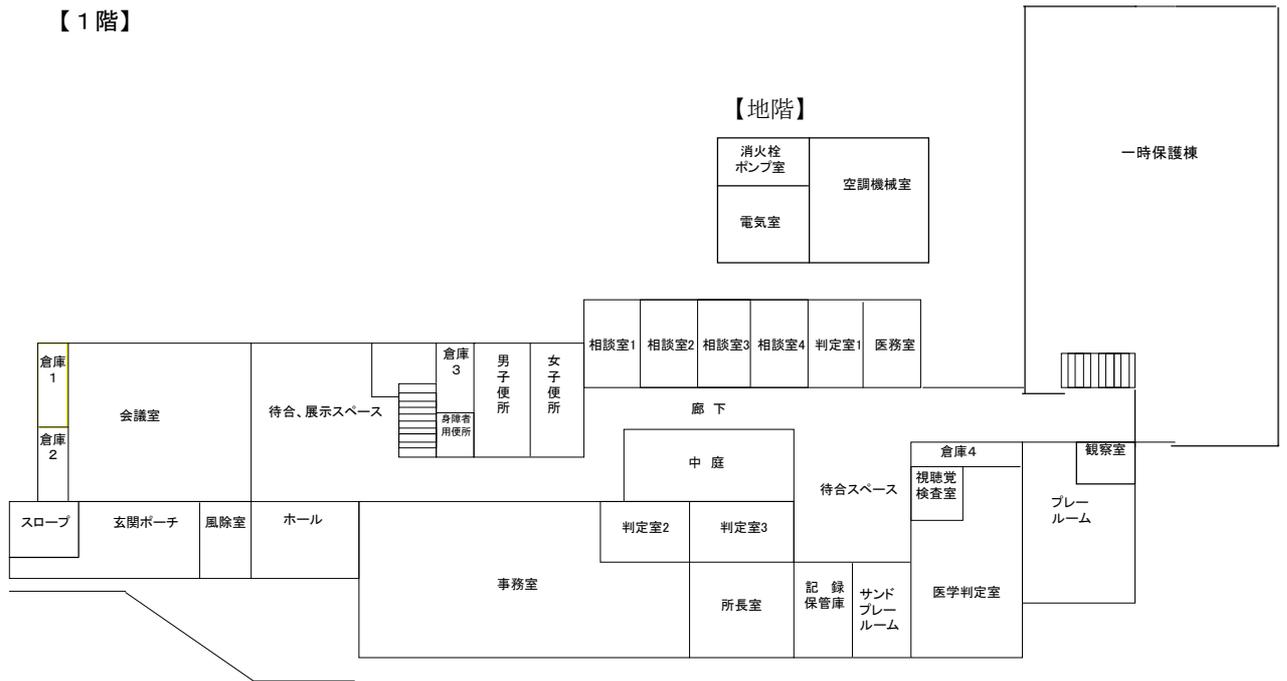
延敷地面積 7,740.59 m² (福祉相談センター及び県立精神保健福祉センター)

建物延面積 2,651.06 m² (同上)

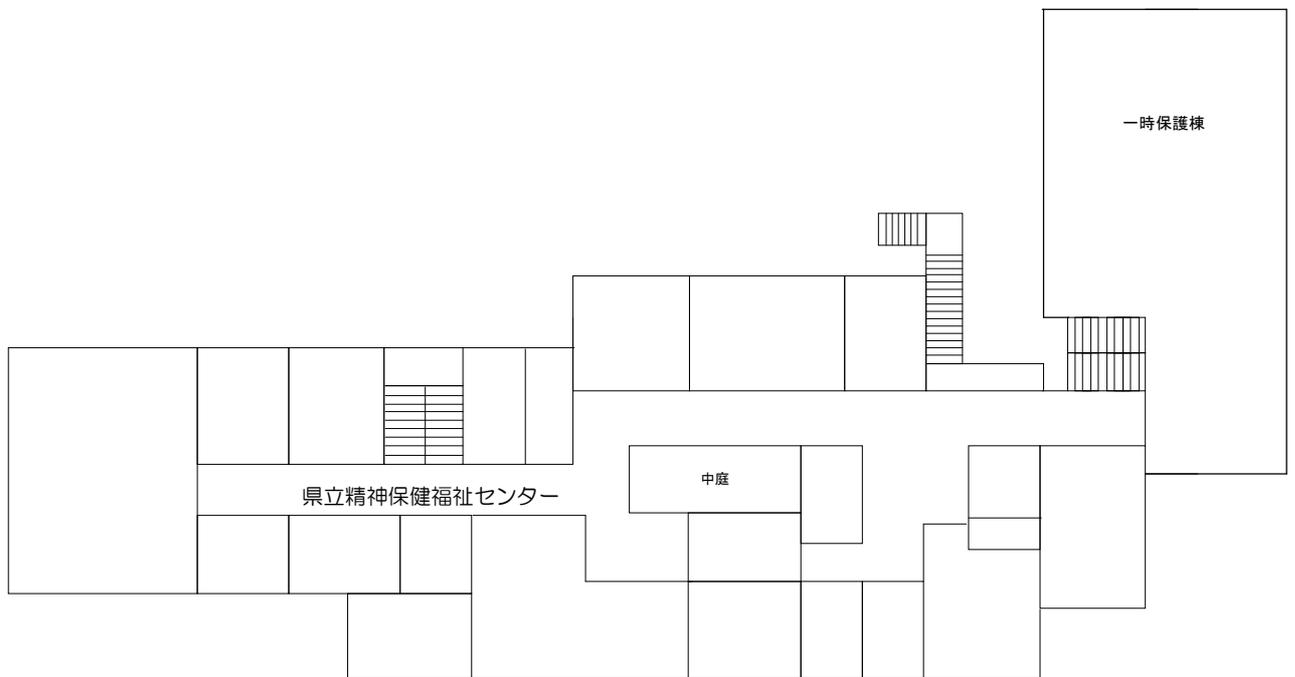
区 分		用 途	延面積
本館 (鉄筋2階建)	福祉相談センター	事務棟(1階) 所長室、事務室、相談室、 判定室、医務室、会議室、 空調機械室、電気室など	998.88 m ²
		一時保護棟	545.88 m ²
		小計	1,544.76 m ²
	県立精神保健福祉センター	事務棟(2階) 所長室、事務室、相談室、 集団療法室、心理検査室、 実習室、体育室など	972.80 m ²
合 計			2,517.56 m ²
別棟 (鉄筋平屋建)	福祉相談センター分	車庫	80.00 m ²
		自転車置場	12.89 m ²
		小計	92.89 m ²
	県立精神保健福祉センター分	車庫	32.50 m ²
		自転車置場	8.11 m ²
小計			40.61 m ²
合 計			133.50 m ²
総 計			2,651.06 m ²

(2) 福祉相談センター平面図

【1階】



【2階】



〔参考〕 ～同じ庁舎内の「県立精神保健福祉センター」について～

県民の精神的健康の保持、増進を図ることを目的として、精神保健に関する諸問題に対応するとともに、精神障がい者の社会復帰を促進するための訓練、指導を行う中核機関です。

Ⅱ 中央児童相談所の概要

児童相談所は、児童福祉の中核的専門機関として児童福祉法第12条の規定に基づき、18歳未満の児童を対象として、児童に関する相談に応じており、その内容により、調査、心理診断、医学診断等を行っています。

なお、こうした相談のほか、施設入所、里親委託などいわゆる措置の機能とさらに必要に応じて児童を一時保護する機能を持っています。また、市町村への技術的支援を行っています。

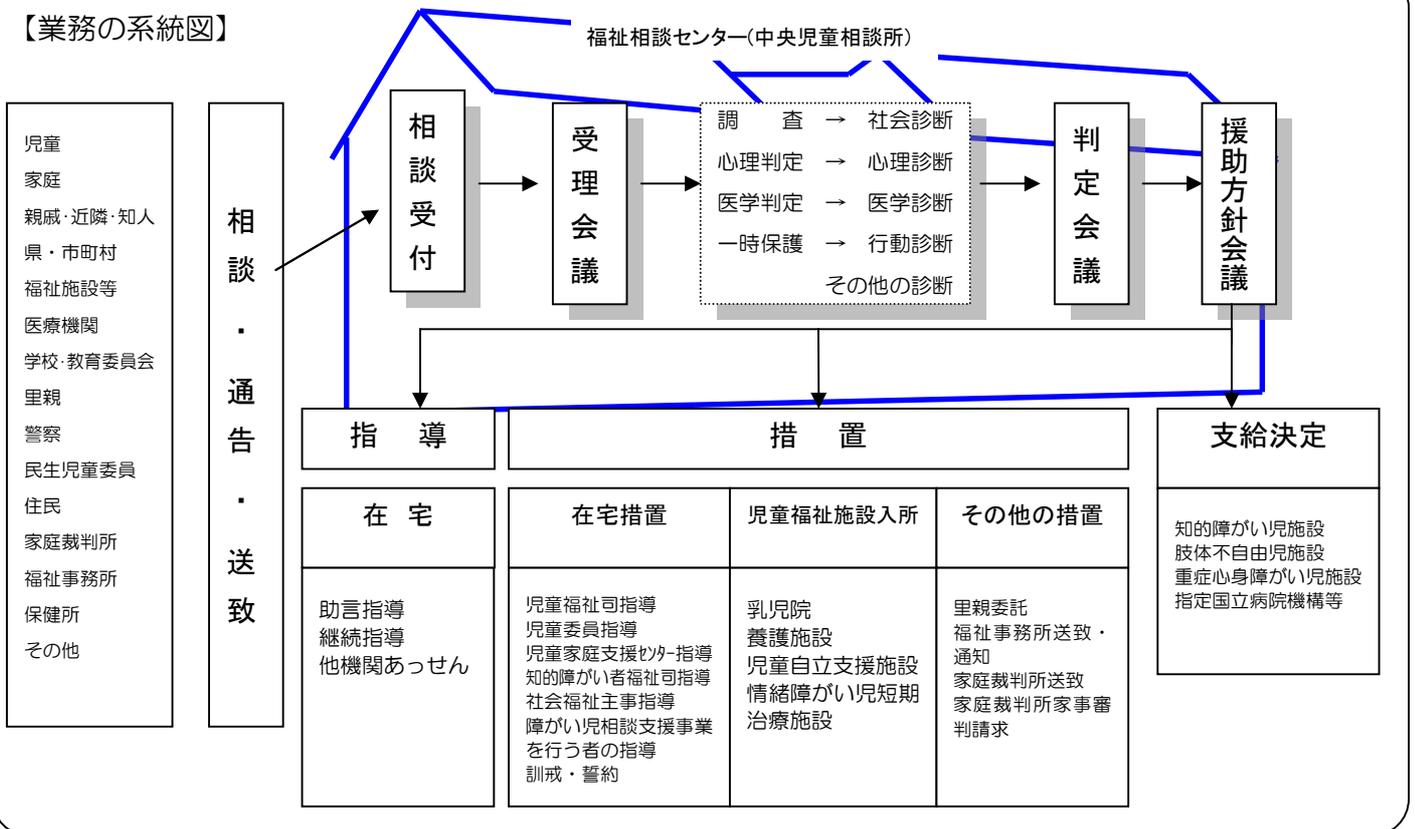
※鳥取県内には中央・倉吉・米子の各児童相談所があり、中央児童相談所は、各所の調整や相談援助活動を円滑に行うため、県内の各児童相談所の実績について把握、連絡並びに情報提供、措置の調整等を行っています。

1 業務の概要

主な業務はつぎのとおりです。

- 相 談 ……児童に関する各般の問題について、家庭、その他からの相談に応じること
- 調査・診断・判定 ……児童及びその家庭について、必要な調査及び医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を行い、その改善について指導を行うこと
- 指 導・措 置 ……児童やその家族に必要な指導を行い、必要に応じて児童を児童福祉施設等に入所させ、または、里親等に委託して、その福祉を図ること
- 一 時 保 護 ……児童の一時保護が必要と認められる場合に、一時保護を行うこと

【業務の系統図】



受理、判定、処遇会議

児童相談所では受け付けた相談に対して、よりよい指導を行うための会議を開き、相談にかかる職員がそれぞれの資料を基に検討をします。

受理会議……………子どもの問題について相談を受け付けると、調査や診断の方針や一時保護の可否を検討するなど、相談についてどのように対応するかを話し合います。

判定会議……………社会診断、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に検討し、援助方針案（具体的な援助の目的、方法など）を作成します。

援助方針会議……………判定会議の結果に基づき、子どもをめぐる問題点を解決するのに最も好ましいと考えられる援助方針を決定します。

2 相談の種類及び内容

相談の種類	内容	統計分類
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚等により家庭で養育が困難になった児童や遺棄、迷子、被虐待児等の相談	養護相談
保健相談	未熟児、虚弱児、疾患等を有する児童の相談	保健相談
障がい相談	肢体不自由、知的障がい、疾患等を有する児童の相談	肢体不自由相談、視聴覚障がい相談、言語発達障がい相談、重症心身障がい相談、知的障がい相談、自閉症相談
非行相談	虚言癖、放浪癖、家出、浮浪、暴力、性的悪戯、不純異性交遊、窃盗、傷害、恐喝、シンナー吸飲等の児童の相談	ぐ犯行為等相談 触法行為等相談
育成相談	保育所、幼稚園、学校等、児童の集団生活における生活行動上の問題（不登校、怠学）についての相談 児童の生活（わがまま、反抗、強情、内気、不活発）等についての相談 学業不振、進学適性、職業適性等についての相談 しつけ、教育、遊びについての相談	性格行動相談 不登校相談 適性相談 しつけ相談
その他の相談	その他、里親等の相談	その他相談

3 指導、措置の種類及び内容

指 導	在 宅	助 言 指 導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により問題が解決すると考えられる児童、保護者に対して行う指導	
		継 続 指 導	複雑・困難な問題を抱える児童、保護者等を一定期間児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により継続的に行う指導（治療）	
		他 機 関 あ っ せ ん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けることが適当と認められる場合、児童、保護者の意向を確認し、適切な機関を紹介	
措 置	在 宅	児 童 福 祉 司 指 導	複雑・困難な家庭環境に起因する問題を有する等、処遇に専門的な知識や技術を要する児童に対して、児童福祉司が定期的に家庭や学校、地域等を訪問したり、必要に応じて通所させる等の方法で継続的に行う指導	
		児 童 委 員 指 導	問題が家庭環境にあり、主任児童委員、児童委員による家庭内の人間関係の調整や経済的援助等により解決すると考えられる場合について指導を委託	
		児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 委 託	地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により、児童、保護者等に同意を得た上で行う指導委託	
		知的障がい者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障がいに関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、必要に応じて福祉事務所経由により在宅指導を委託	
		障がい児相談支援事業を行う者の指導	障がい児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障がい児相談支援事業を行う者による指導が適当と考えられる事例に対して行う指導	
		訓 戒 、 誓 約	児童又は保護者に注意を喚起することにより問題の再発を防止できる見込みのある場合に行う（必要に応じ誓約書を提出させる）	
	そ の 他 の 措 置	児 童 福 祉 施 設 入 所 指 定 医 療 機 関 委 託		家庭で子どもの養育が困難な場合、また長期にわたって専門的な指導が必要な場合、子どもの状態により適切な施設を紹介し、入所させる
		里 親 委 託	施設よりも一般の家庭環境の中で養育させるのが適当と認められる養護児童を登録された里親へ養育委託する。	
		児 童 自 立 生 活 援 助 措 置	義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない子どもを対象として、就職先の開拓や仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする事業である。	
		福 祉 事 務 所 送 致 等	児童（15歳以上）の成人施設への入所や助産施設、母子生活支援施設、保育所入所措置が必要な場合、又は児童や保護者等を知的障がい者福祉司、社会福祉主事に指導させる必要がある場合に送致、報告、通知を行う	
		家 庭 裁 判 所 送 致	児童を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められる場合（法第27条第1項第4号）や児童への拘束や強制が必要な場合（法第27条の3）に行う	
		家 庭 裁 判 所 家 事 審 判 請 求	児童虐待の場合等で親の同意の得られない場合の施設入所の承認（法第28条）や親権喪失宣告の請求、後見人選任・解任の請求を行う	

4 相談業務の状況

(1) 相談等業務

相談受付・調査

児童に関する問題について、児童、家族、学校等からの相談や福祉事務所、警察等の関係機関からの通告・送致を受け付けます。受け付けた相談等について、児童・保護者等の状況や事態を把握し、必要な処遇を判断するために、調査等各診断を行います。

調査は、児童福祉司や相談員等が中心となり、児童の家庭環境、所属集団の状況、生活歴、現況等について、面接（所内・訪問）、電話、関係機関への照会などにより行います。

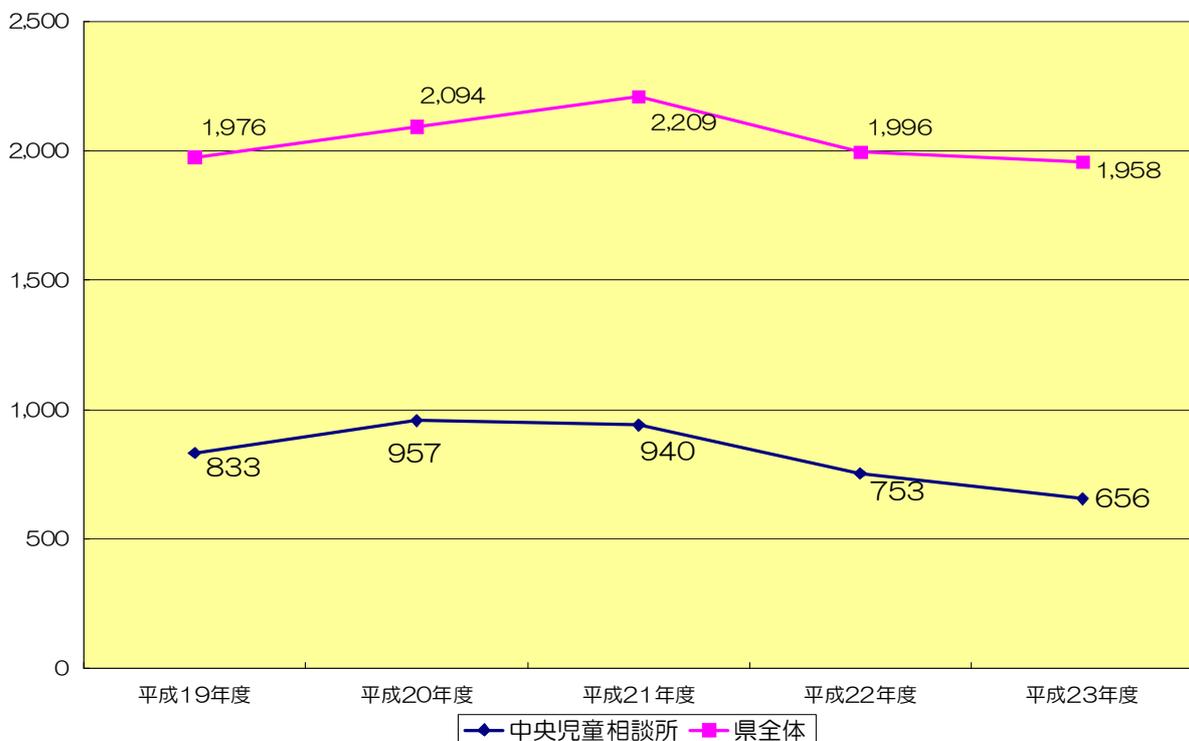
指導・措置等

調査結果から導き出された社会的診断に加え、心理診断、医学診断、行動診断等の結果を総合的に判断し、児童にかかわる問題の解決に最も効果的と考えられる処遇指針を決定します。これにより、児童及び保護者等への指導（助言指導・継続指導・他機関あっせん等）や、児童の児童福祉施設等への入所又は通所、里親への委託、家庭裁判所、福祉事務所送致等の措置を行います。

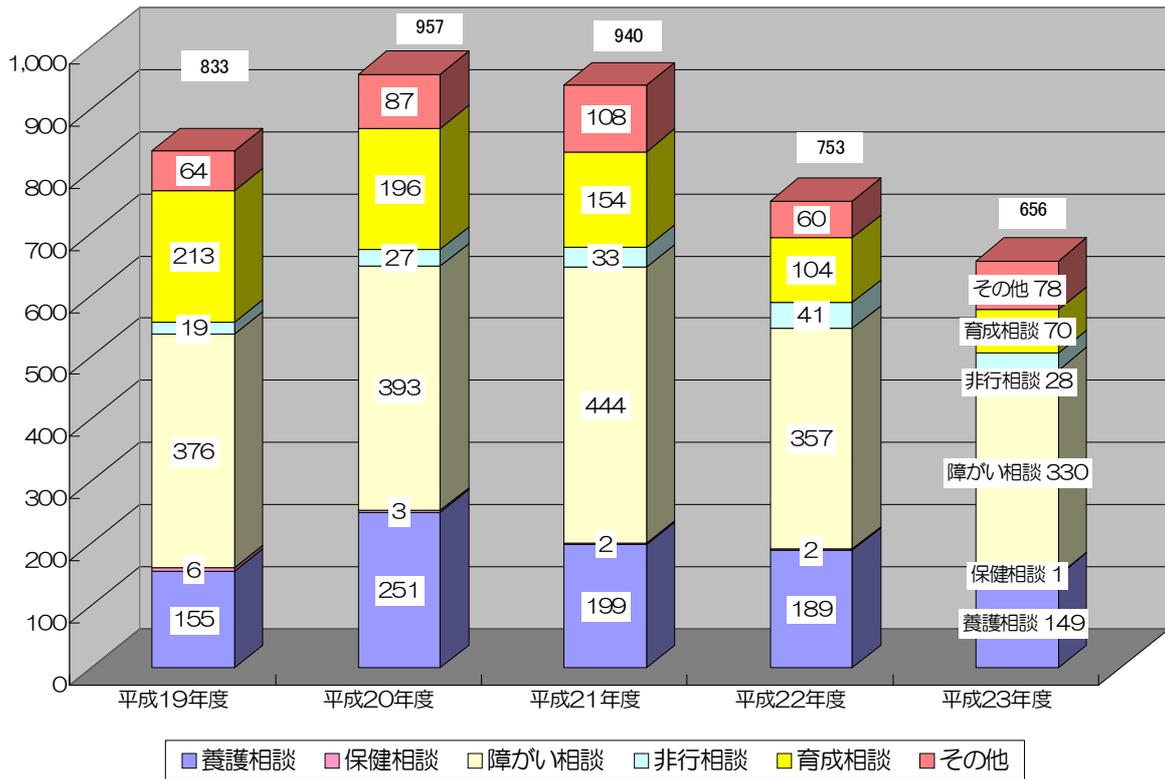
(2) 相談受付状況

〔相談受付件数〕 総件数656件(県全体1,958件)

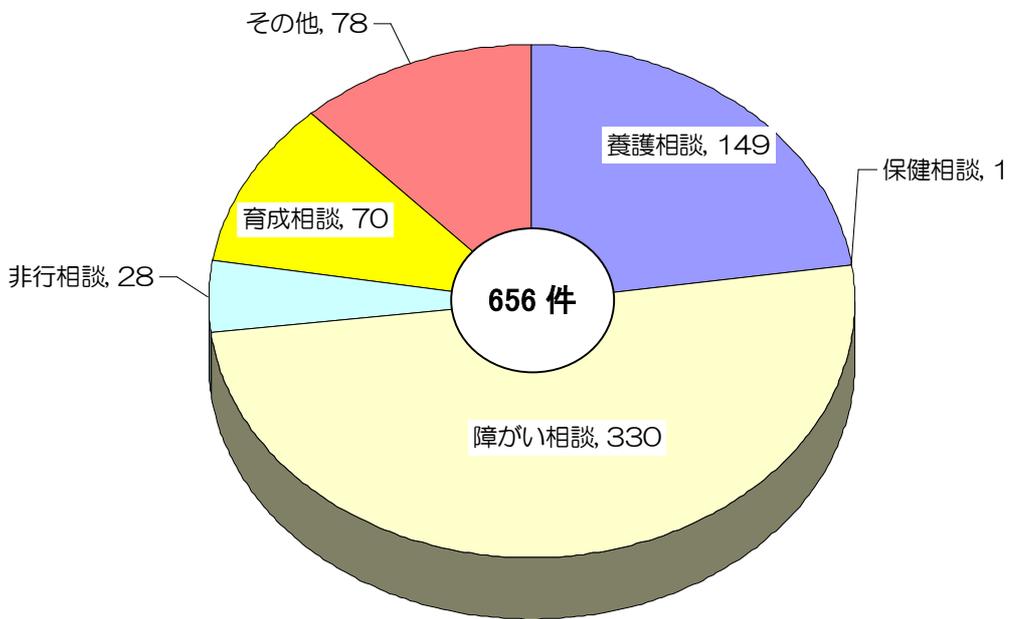
〔相談受付件数の推移〕



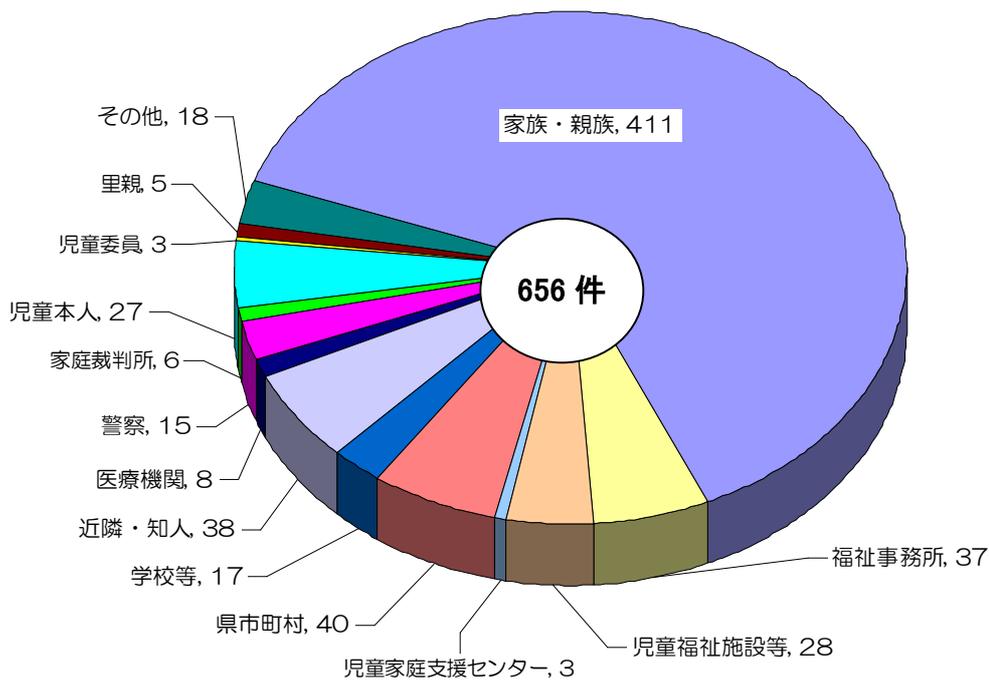
〔相談の種別推移〕



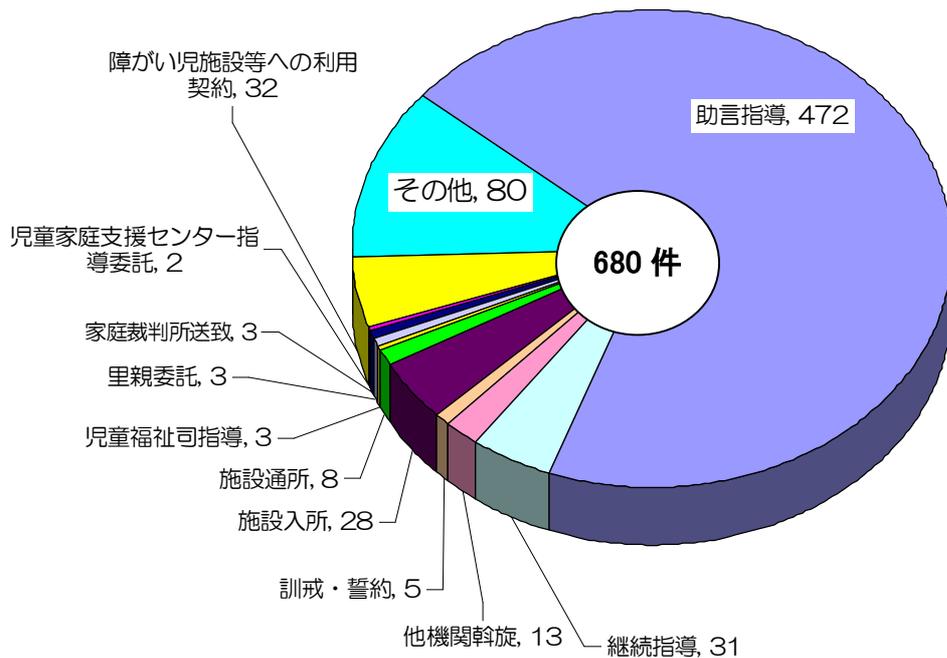
〔相談の種別件数〕



〔経路別相談状況〕

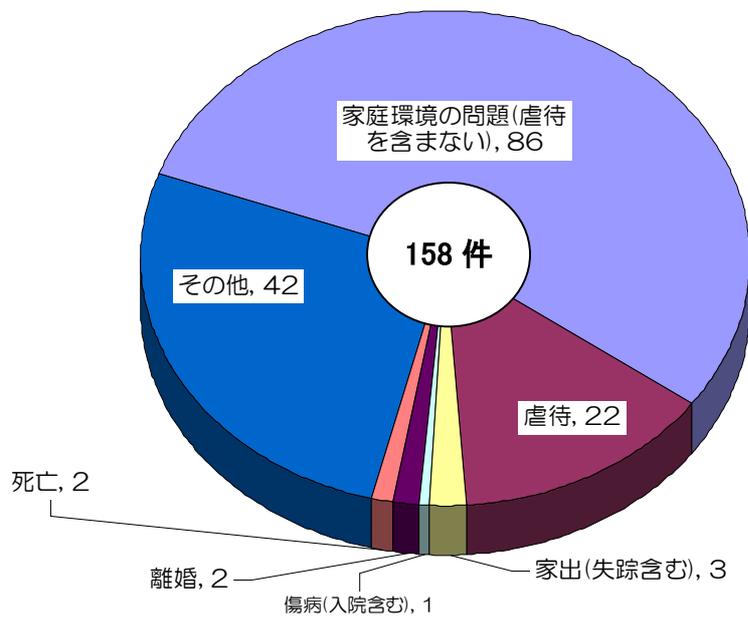


(3) 指導、措置の状況 総件数 680件



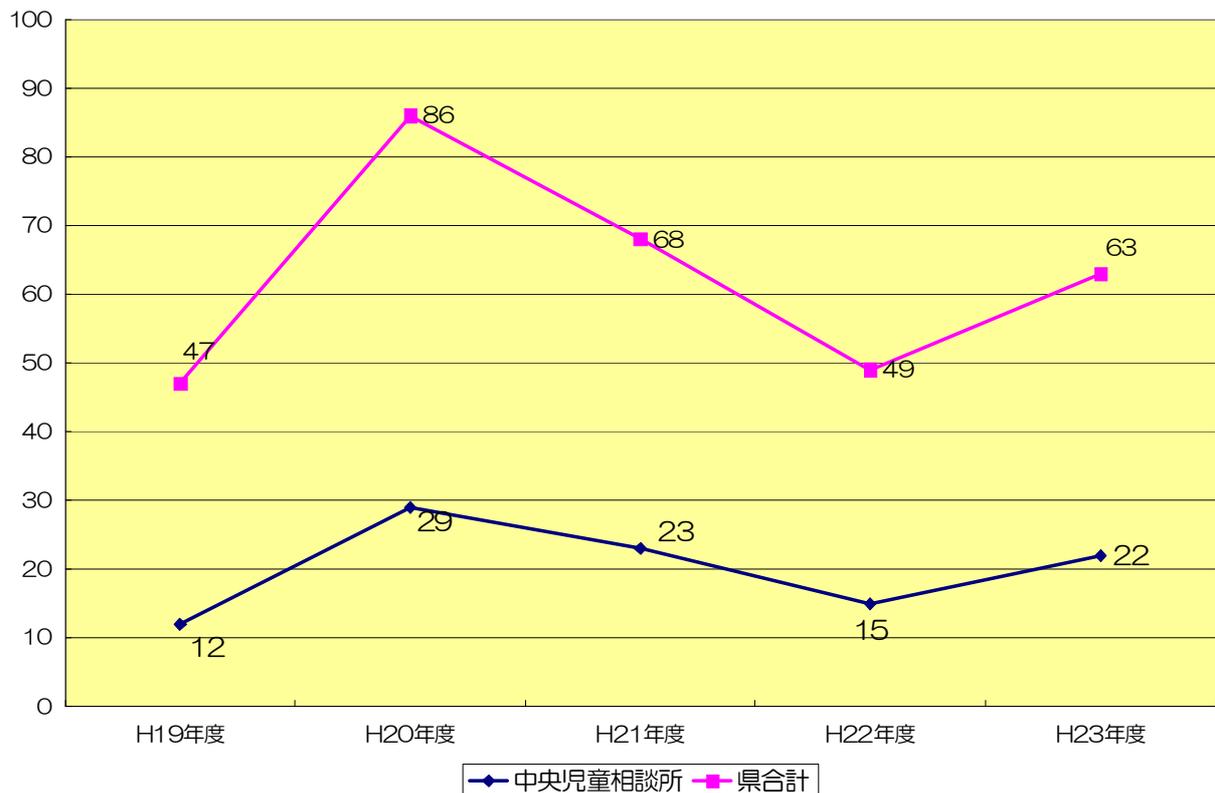
5 各相談の状況

(1) 養護相談理由別件数(23年度中に処理をしたもの)

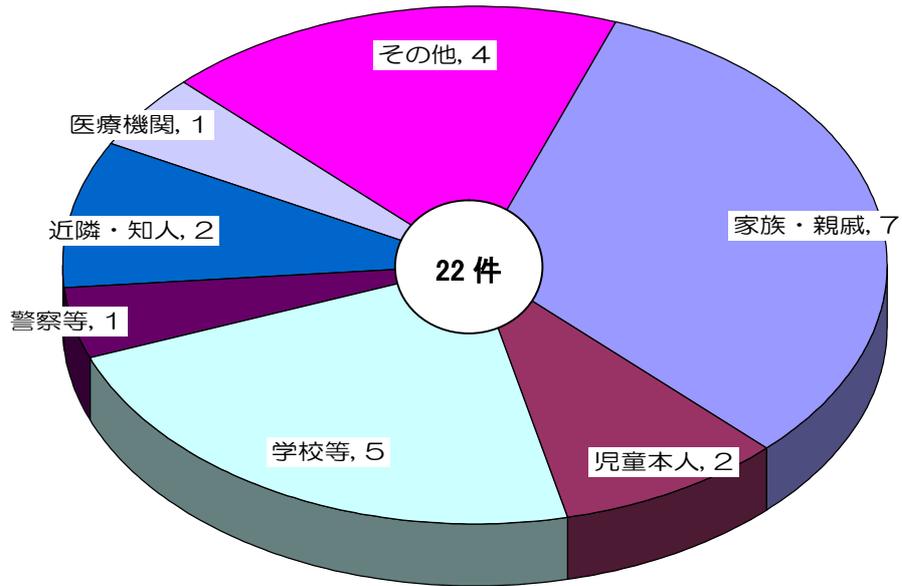


(1)-2 虐待相談の状況

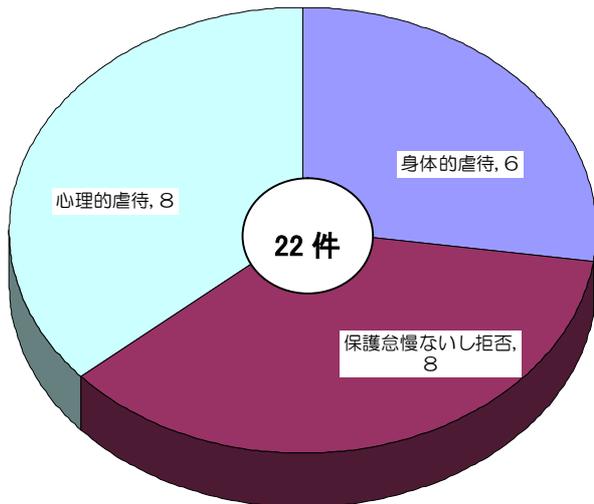
〔虐待相談の推移〕



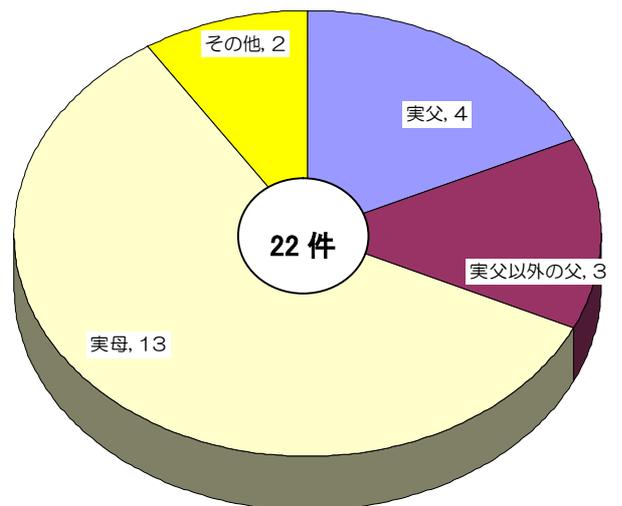
〔経路別虐待相談件数〕



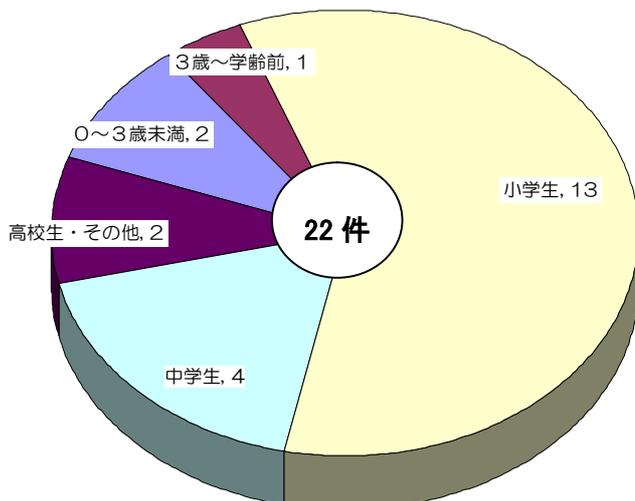
〔虐待の内容〕



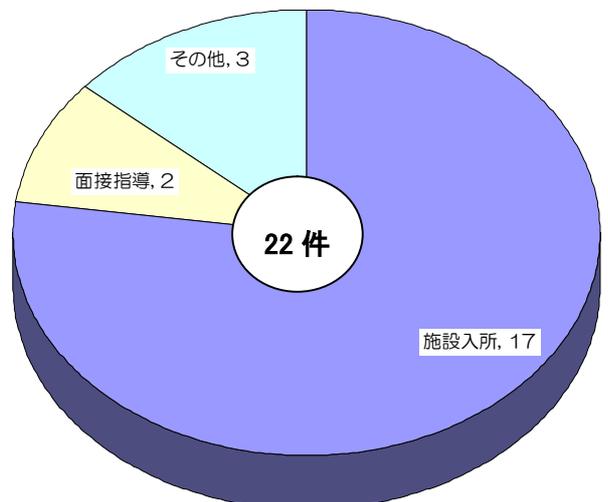
〔主たる虐待者〕



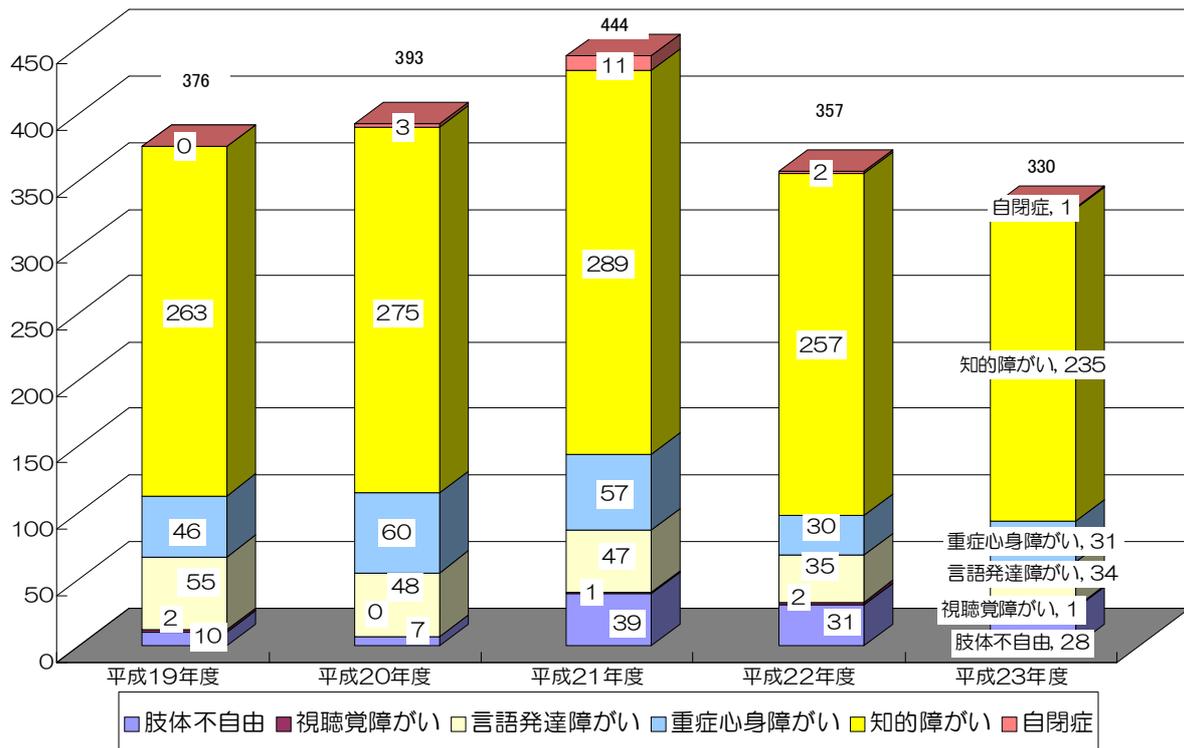
〔被虐待児の年齢〕



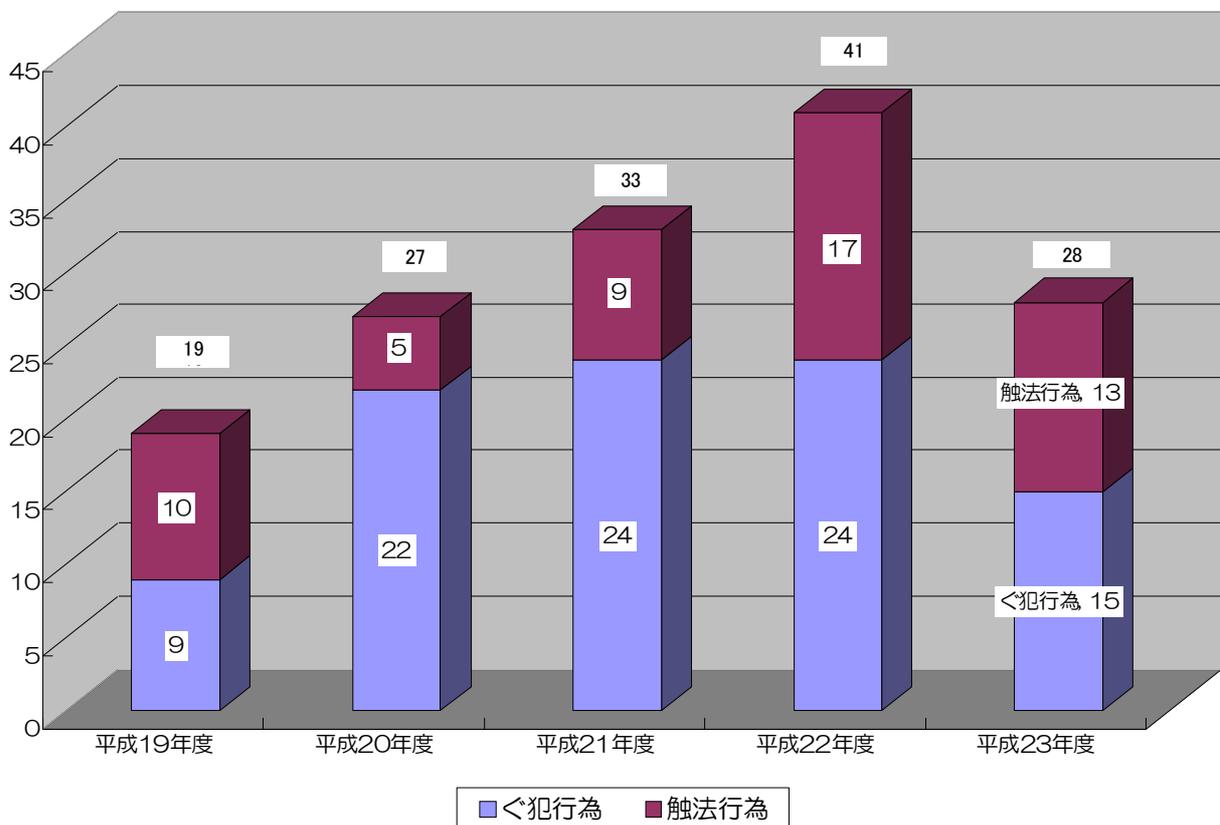
〔虐待相談処理〕



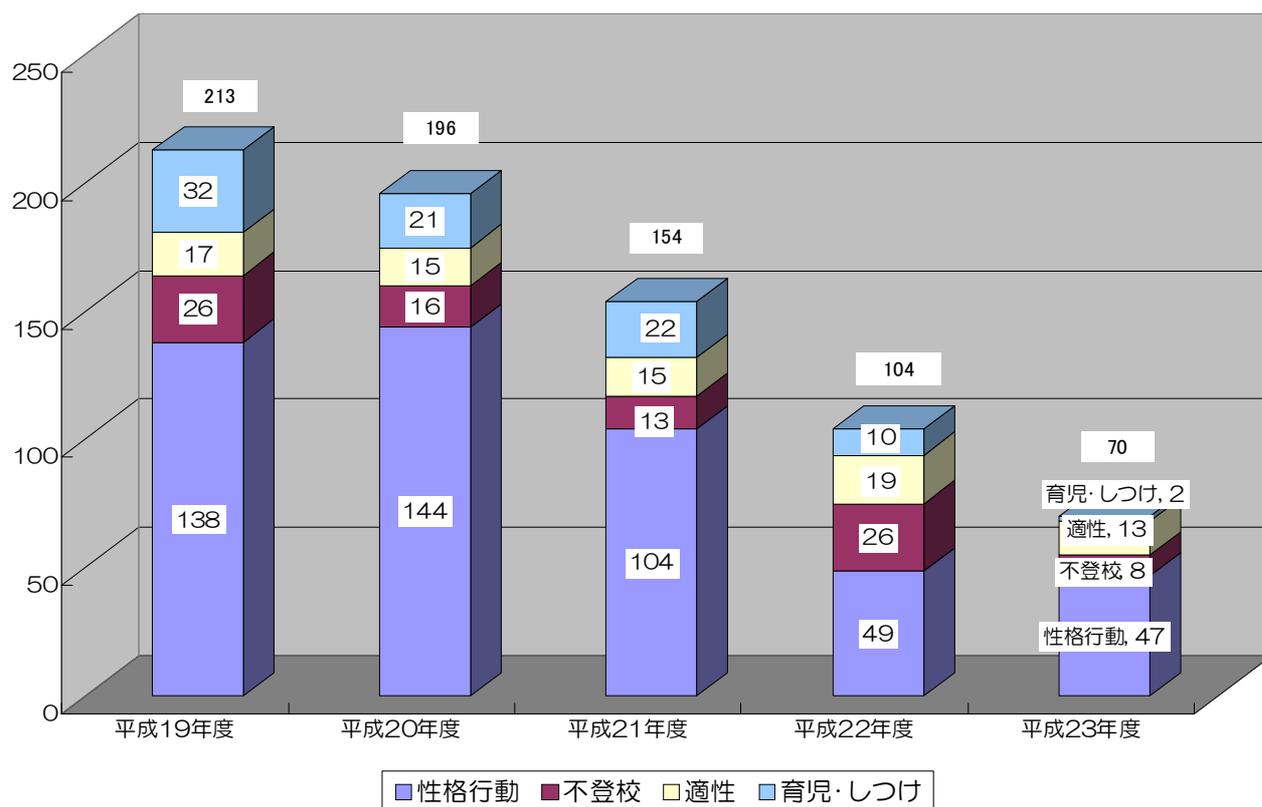
(2) 障がい相談



(3) 非行相談



(4) 育成相談



【年齢区分別・相談受付件数】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	合計
養護	児童虐待	1		1				3	2	2	2	2	2	1	2	2		2			22
	その他	17	8	10	12	10	8	10	3	4	7	5	3	2	5	3	5	2	11	2	127
保健																			1		1
障がい	肢体不自由	2	4	8	5	3	5	1													28
	視聴覚障がい					1															1
	言語発達障がい			4	11	9	9				1										34
	重症心身障がい			1	2		1		1			1		2							23
	知的障がい			9	8	13	8	7	10	7	11	10	13	23	14	19	30	26	24	3	235
	自閉症									1											1
非行	ぐ犯行為												1	1	6	2	2	3			15
	触法行為													1	9	3					13
育成	性格行動			1	2	1	1	2	1	4	1	2	1	3	3	12	4	6	3		47
	不登校								1		1		1	1	1	2	1				8
	適性					1	2	3	2	1	1				1	1			1		13
	育児・しつけ					1					1										2
その他		1	2	1			2	2	2	2	4	3	3	3	4	4	7	12	1	25	78
合計		21	14	35	40	39	36	28	22	21	29	23	24	37	44	48	50	51	41	53	656

【経路別相談受付件数】

(単位：件)

相談区分	都道府県			市町村			児童福祉施設・指定医療機関			児童家庭支援センター		警察等		家庭裁判所		保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員(通告の仲介を含む)		家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	合計	再掲			
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	警察等	家庭裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	親	児童委員(通告の仲介を含む)	措置変更		期間延長	巡回相談						電話相談			
児童虐待相談	1								1	1	2		1		5							7	2	2		22						
その他の養護相談	1		3			3	6	2	15				4	2		7			5	2	32	31	4	4	4	127	6	8		5		
保健相談															1											1						
肢体不自由相談							2																26			28			1			
視聴覚障がい相談																							1			1						
言語発達障がい相談						23																	11			34			22	1		
重症心身障がい相談																							31			31						
知的障害相談	37								6														188		4	235			10	1		
自閉症相談																							1			1						
ぐ犯行為相談									1						3								11			15				1		
触法行為相談									1			10	2													13	1					
性格行動相談									3						1								41		2	47	1			23		
不登校相談											2												6			8				3		
適性相談																							13			13				1		
育児・しつけ相談																							2			2				1		
その他相談			1		1										1								41	5	19	10	78				69	
合計	2	37	0	4	0	1	26	8	2	26	0	3	15	6	0	8	0	17	0	5	2	411	38	27	18	656	8	8	33	105		

【相談処理件数】

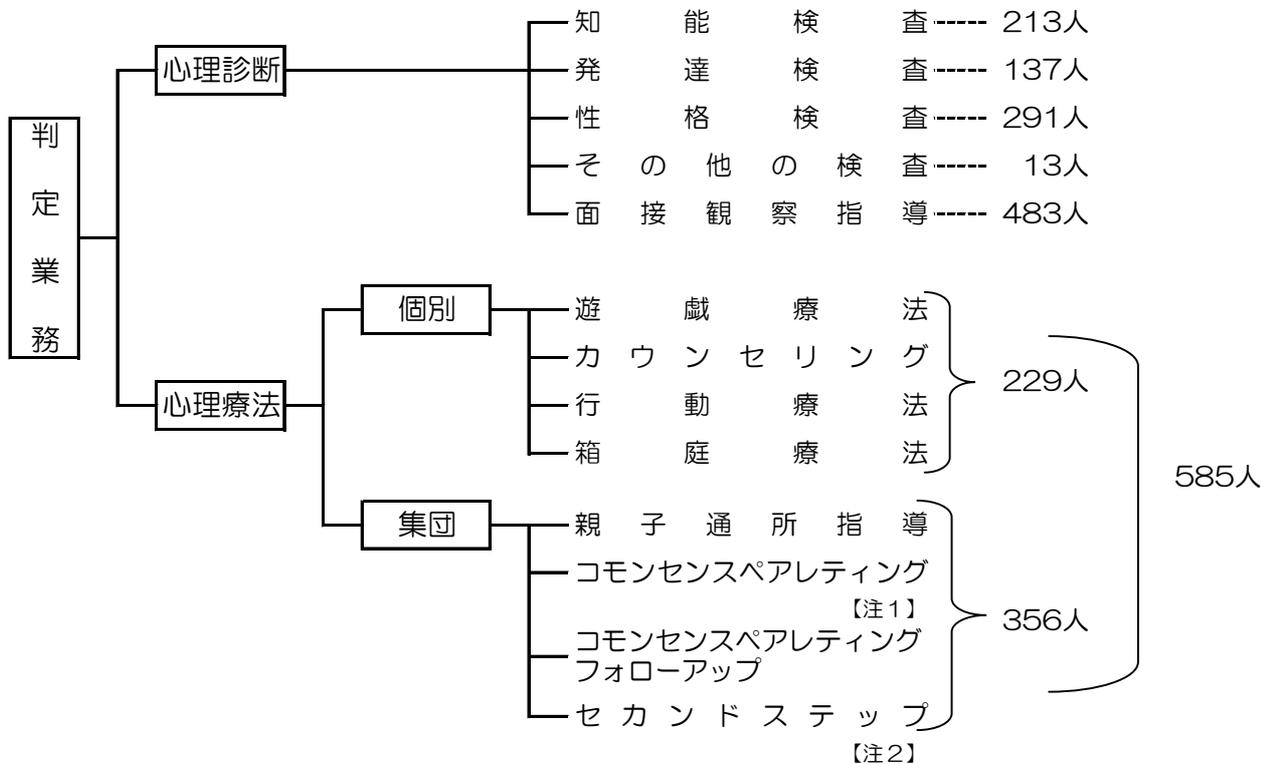
(単位：件)

相談区分	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター指導委託	福祉事務所送致又は通知	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	家庭裁判所送致27条の1の4	障がい児施設への利用契約	その他	合計
	助言指導	継続指導	他機関あつせん						入所	通所						
児童虐待相談		2				1			17						2	22
その他の養護相談	72	14	12	1					6			3			28	136
保健相談	1															1
肢体不自由相談	2													26		28
視聴覚障がい相談														1		1
言語発達障がい相談	27	7														34
重症心身障がい相談														1	30	31
知的障がい相談	229													4		233
自閉症相談	1															1
ぐ犯行為相談	16	2		1					1						1	21
触法行為相談				1				5	3				3		1	13
性格行動相談	40	6	1		1				1	2					5	56
不登校相談	3									6					1	10
適性相談	13															13
しつけ相談	2															2
その他相談	66														12	78
合計	472	31	13	3	0	2	0	5	28	0	8	0	3	3	32	680

6 判定業務の状況

(1) 判定業務

判定業務は、主に心理診断と心理療法があり、相談を受けた児童や保護者等の心理検査や面接を行っています。その他に、療育手帳の判定、知的障がいにかかる特別児童扶養手当受給に必要な診断や巡回相談なども行っています。



【注1】コモンセンスペアレティング（CSP）とは、暴力以外のしつけの方法を伝える養育プログラム。

【注2】セカンドステップとは、問題解決の方法、怒りや衝動をコントロールするための方法を子どもに伝えるプログラム。

(2) 1歳6ヶ月児精密健康診査・3歳児精密健康診査

児童の精神発達精密健康診査は、幼児期初期から心身の障がいを早期に発見、療育し、幼児のすこやかな成長を促進することを目的として市町からの通告を受け実施しています

区分	回数	人員
1歳6ヶ月時精密健康診査	0回	0人
3歳児精密健康診査	8回	10人

(3) 障がいについての判定・診断・証明

特別児童扶養手当、療育手帳等の判定、証明を行っています。

区分	特別児童扶養手当診断	療育手帳等の判定・証明		
		療育手帳	証明	計
判定件数	23件	182件	82件	264件

(4) 医学判定

必要と認められる場合は、小児科医や精神科医による診断を行っています。

7 一時保護業務の状況

(1) 一時保護業務

家庭内での養育困難、家出、被虐待などの児童を、一時保護所での一時保護、行動観察、短期入所指導を行うほか、児童の児童福祉施設・里親等への一時保護委託を行っています。

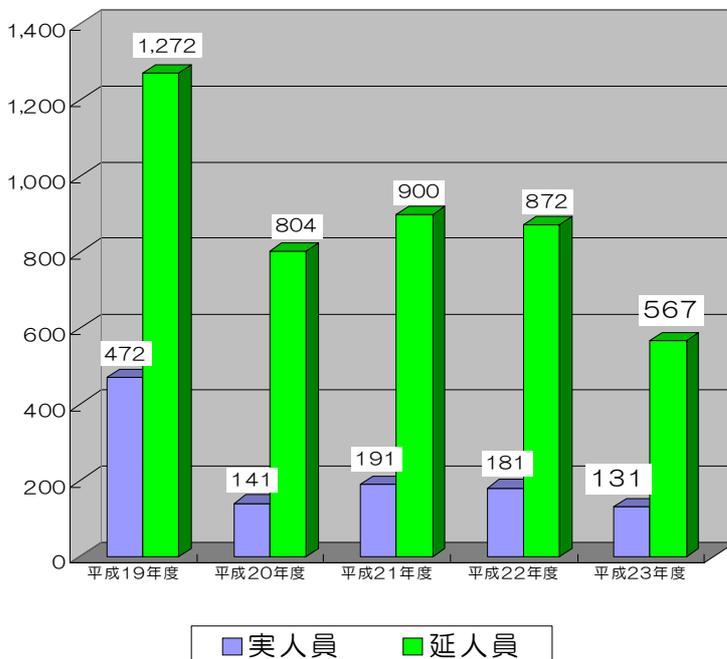
一時保護を行う必要がある場合は概ね次のとおりです。

緊急保護……虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合、家出や非行等により子どもを保護する必要がある場合

行動観察……適切な処遇方針を決めるために、十分な行動観察、生活指導を行う必要がある場合

短期入所指導……短期間の生活指導、心理療法等が有効と判断され、児童の性格、環境等の条件により他の方法による処遇が困難又は不相当と判断される場合

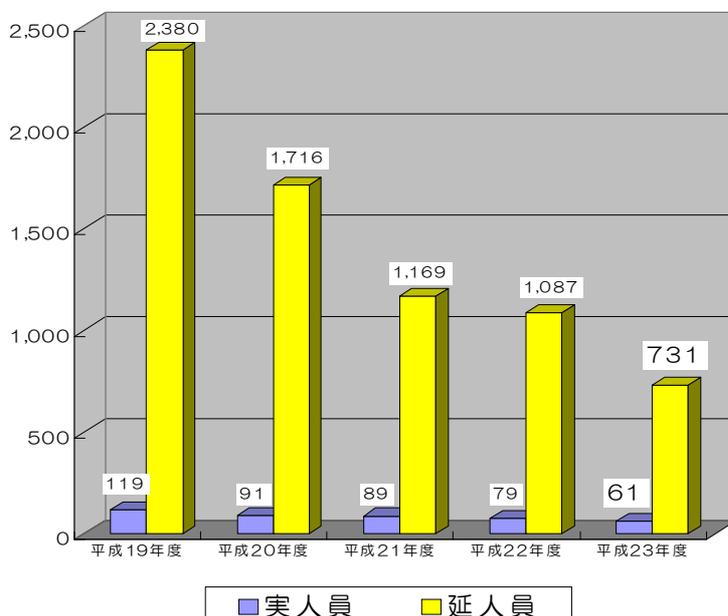
(2) 一時保護児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	20	107
その他養護	71	286
障がい	0	0
非行	32	143
育成	8	31
保健その他	0	0
計	131	567

(3) 一時保護委託児童数推移



相談区分別内訳

区分	実人員	延人員
虐待	22	246
その他養護	35	456
障がい	0	0
非行	2	9
育成	2	20
保健その他	0	0
計	61	731

8 各種事業の状況

(1) 巡回相談

ア 育成巡回相談

遠隔地からの相談者に広く利用してもらうため、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

イ 知的障がい児巡回相談

知的障がい児の発見、指導のために、保育所、幼稚園、学校等に出かけて相談を受けています。

(2) 乳幼児に対する精密健康診査

市町村が実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の結果、精神発達等について精密健康診査が必要と判断された子どもを対象に、調査・診断を行います。

なお、精密健康診査の結果、引き続き指導することが必要と思われる場合は、関係機関と連携し、事後指導を実施しています。

(3) 在宅重症心身障がい児(者)の訪問指導

在宅の重症心身障がい児(者)の家庭での療育指導を強化するために専門職員として保健師が配置されています。

日常の看護、生活指導や環境改善、関係医療機関や施設との連絡調整、訪問指導をしています。

(4) 児童虐待防止対策

ア 児童虐待防止対策事業

児童虐待が年々増加する中、児童虐待の予防、早期発見、早期対応など児童虐待防止対策をより充実させるため、関係機関の連携・啓発活動などを実施しています。

① 関係機関との連携

- ・ 東部圏域関係機関と児童虐待防止に係る連絡会を開催しています。
- ・ 児童虐待等の通報対応について警察及び司法関係機関との会議を開催し実務のあり方や連携について協議を行いました。

② 市町との連携

- ・ 各市町が設置する要保護児童対策地域協議会(以下、「地域協議会」という。)の代表者会議、実務者会議、個別支援会議に随時職員を派遣し児童相談所と連携を図っています。
- ・ 市町別に地域協議会の実務者会議において、市町児童家庭相談担当課及び保健センター等関係機関との情報共有を図りました。鳥取市地域協議会の実務者会議は2ヶ月に1回開催しました。
(代表者会議5回 実務者会議10回)

③ 鳥取県弁護士会との連携

児童相談所は、児童虐待等について保護者への支援を行っていますが、それらを拒否する場合、法的根拠に基づいた介入を必要とする事案があります。そういった事案に対応するため、鳥取県弁護士会と「児童福祉等に係る弁護士総合相談援助事業に関する協定書」を締結し、適切な法的解決を図っています。(相談件数 28件(全県))

④ 出前相談(虐待等に関する講演等)

地域住民、民生委員、市町村職員、教員、施設職員、保育士、県職員等を対象に出前相談及び虐待に関する講演を行い、虐待の発見時の通告や保護者対応等について啓発を行いました。

(20回 参加者 1,280人)

⑤ 協力体制の整備(全県)

児童委員（主任児童委員）は、地域の子どもや子育て家庭への支援、児童虐待防止の推進役として、また、育児不安や不登校等の課題を抱える親子の身近な相談役・支援者としての役割が期待されており、全県の主任児童委員を対象として研修会を開催し、必要な基本的な知識・技術を学び、さらに期待される主任児童委員の地域での役割について理解を深めました。

（参加者：児童委員132人）

⑥ 児童虐待防止地域連携事業

児童相談所の関わりに保護者が拒否的な家庭の児童や児童相談所へ通所指導が困難な児童に対し、学校、市、地域関係者が協力しながら児童相談所のノウハウを活用しデイキャンプ等の野外活動を継続して行っています。活動を実施するなかで児童との関係を深め問題行動等の改善や保護者への養育指導等を行いました。

実施内容：デイキャンプ等 （参加児童：参加者5名）

⑦ 児童福祉司任用資格認定研修の実施(全県)

地域の児童家庭相談に適切に対応できる人材を養成し、児童相談及び支援体制の充実を図ることを目的に研修を行いました。対象は、市町村の保健師、保育士、児童養護施設等の職員であり、修了者に児童福祉司任用資格認定を行いました。（参加者53名 認定者20名）

■児童福祉司任用資格認定研修

1回目 6月1日

科 目 (内容)	講 師
開講式 オリエンテーション	
【講義】・児童相談所の各課の業務と児童福祉司の仕事	米子児童相談所 所長 山下 賢
【講義】・相談の種類とその対応	倉吉児童相談所 所長 星見 元史
【講義】・家族支援とソーシャルワーク	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
【講義】・児童福祉司に必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井 重忠

2回目 6月29日

科 目 (内容)	講 師
【講義】・児童福祉法の現状	倉明園 園長 大塩 孝江
【講義】・児童虐待について	倉吉児童相談所 相談課長 大下 幹男
【演習】・虐待した親と付き合いということ (児童養護施設と児童相談所の対応について) ・関係機関との連携	米子児童相談所 相談課長 山澤 重美 米子聖園ベビーホーム 家庭支援専門員 田口 郁子

3回目 7月13日

科 目 (内容)	講 師
【講義・演習】・面接の技法	福祉相談センター 所長 西井 啓二 倉吉児童相談所 所長 星見 元史
【講義】・子どもの権利擁護に関すること	安田法律事務所 弁護士 安田 寿朗
【講義】・保護を要する子どもの理解	福祉相談センター 所長 西井 啓二

4回目 9月28日

科 目 (内容)	講 師
【演習】・社会調査及びケース記録の作成	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
【講義】・子どもの発達と発達途上の問題に関すること ・障害児の支援について	鳥取大学地域学部 教授 寺川 志奈子

⑧ 市町村要保護児童対策地域協議会職員及び児童福祉施設職員研修

市町村児童家庭相談担当職員及び児童福祉施設職員のスキルアップを目的として研修を行いました。（内容及び回数は上記「児童福祉司任用資格認定研修」と同じ）（実施回数4回、参加者27人）

⑨ 児童養護施設等基幹的職員研修(全県)

施設に入所している子ども及びその家庭への支援の質を確保し、施設職員の専門性の向上を図り自立支援計画の作成及び進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員（スーパーバイザー）を養成するための認定研修を行いました。（参加者6名 認定者4名）

■児童養護施設等基幹的職員研修

（1回目・2回目は「児童福祉司任用資格認定研修（2回目・3回目）」と同じ）

3回目 9月28日

科 目 (内容)	講 師
【講義】 ・施設の管理・運営（マネージメント）に関すること	鳥取こども学園希望館 館長 竹本 芳宏
【講義】（社会福祉援助技術論） ・施設における日常的ケア、専門ケアに関すること	鳥取こども学園乳児部 院長 田中 佳代子

4回目 10月26日

科 目 (内容)	講 師
【講義】（社会福祉援助技術論） ・家族支援やソーシャルワークに関すること	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
【講義】（社会福祉援助技術論） ・基幹的職員（SV）に必要と思われる内容	元梅花女子大講師 植田 寿之
【講義・演習】（社会福祉援助技術演習） ・ケースカンファレンス、チームアプローチについて	倉吉児童相談所 所長 星見 元史

イ 児童相談所職員研修

① 新規採用職員及び新任職員研修

児童相談所に新規採用となった職員や新任職員を対象に児童相談所の業務や児童相談所運営指針を主に研修を行いました。

1 日 時 平成23年4月22日

平成23年4月27日

2 内 容 児童相談所運営指針等を理解する

1回目 4月22日

科 目 (内容)	講 師
【講義】・児童相談所の概要 組織と職員	米子児童相談所 所長 山下 賢
【講義】・相談受付から援助まで	福祉相談センター 児童相談課長 田中 進
【講義】・施設入所の流れ	倉吉児童相談所 相談課長 大下 幹男
【講義】・一時保護について	福祉相談センター 一時保護課長 草刈 康明
【講義】・社会診断 権利ノート	米子児童相談所 相談課長 山澤 重美

2回目 4月27日

科 目 (内容)	講 師
【講義】心理診断と心理検査について	米子児童相談所 判定保護課長 岡崎 雄二
【講義】行動観察について	福祉相談センター 児童指導主任 岸本 妙江子
【講義】児童相談所業務において必要な法知識	菜の花総合法律事務所 弁護士 駒井 重忠
【講義】児童相談所運営指針	倉吉児童相談所 所長 星見 元史
【講義】質疑、応答 感想記入	

② コモンセンス・ペアレンティング研修※(以下「CSP」研修)の開催

暴力・暴言に頼らないしつけの方法を伝える養育プログラム「CSP」について、児童相談所職員及び児童養護施設の職員に対し、平成19年度から研修を実施しています。今年度も引き続き、所内職員、児童養護施設職員に対して実施しました。(実施回数2回 参加者10名)

※CSP…コモンセンス・ペアレンティングプログラム「被虐待児の保護者支援」のトレーニングのプログラム。暴力や暴言を使わずに子どもを育てる技術を親に伝えることで、虐待の予防や回復を目指すもの。

③ CSPトレーナー養成・実践研修の開催

県内児童相談所職員他児童養護施設職員、市町村職員などを対象にCSP研修会を開催しました。CSP主宰者からCSPの基本的な考え方や進め方を学ぶとともに、既に実施している機関からの実践報告を聞き、改めてCSPを活かした子育て支援の方法について考える機会としました。

(実施数1回 参加者59名)

(5) 福祉相談センター子育てグループカウンセリング事業

〔目的〕・・・近年の子育て環境の諸課題への対応の一助として、子育て中の保護者等を対象としたグループカウンセリングを実施することで、当該保護者等の不安の軽減を図ると共に、市町等の自治体と連携することで地域の子育て支援スキルの向上を図ることを目的としています。

〔対象者〕・・・(1) 保護者等

児童福祉法に規定する保護者の他、児童福祉施設職員・里親等で子育て中の者で監護する児童の養育上の課題のために子育てに不安を持っている者。

(2) 児童

前項の保護者等が監護する児童。

〔実績〕

	回数	実人員	延人員
①親子通所指導	34	10	163
②CSP(子育てプログラム講習)	28	12	63
③CSPフォローアップグループ	17	15	69

(6) 家庭支援電話相談事業

育児、しつけ、言葉のおくれ、不登校、喫煙、性の悩み、異性問題、いじめ等の問題について保護者、本人等からの専門の相談員が相談に応じています。

相談種別

養護	保健	肢体不自由	視聴覚障がい	言語発達障がい	重症心身障がい	知的障がい	自閉症	く犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ	その他	計
5	0	0	0	1	0	1	0	1	0	23	3	1	1	69	105

相談者別

家族・親戚	本人	その他	計
75	14	16	105

処理状況

電話で助言指導 (来所指示含む)	他児相紹介	他機関紹介	その他	計
95	0	0	10	105

(7) 里親

里親制度は、保護者がいないなど、やむを得ない事情で家庭で生活することができない子どもを、あたたかい愛情と正しい理解を持って家庭の中で養育するために、里親に委託する制度です。

里親とは、上記の子どもを養育することを希望する者で、知事が適当と認定し、登録された方のことであり、児童相談所では里親登録のための申請受付・調査等や里親の育成、子どもの里親委託などを行っています。

里親には、「専門里親」「養子縁組によって養親となることを希望する里親」「親族里親」という種類があります。そのうち、専門里親は、虐待を受けた子どもに対してより専門的な技術・知識をもって養育を行なう里親として、その役割が特に期待されています。

また、里親主体の活動の場として、県内では東中西部に各々里親会が結成されており、研修会や児童福祉施設入所児童との交流会等が実施されています。また、鳥取県では、平成16年度から、施設入所児童が一時的に里親宅で生活するという「家庭生活体験事業」を実施しており、里親は、施設入所児童に家庭生活を体験する場を提供できる貴重な存在となっています。

里親登録状況

区分	H22年度末登録数 (H23.3.31 現在) a	年度内		H23年度末登録数 (H24.3.31 現在) a+b-c
		新規登録 b	登録解除 c	
養育里親	20	2	2	20
親族里親	1	1	1	1
専門里親	5	1		6
養子縁組里親	4	1	2	3

児童の里親委託状況

区分	H22年度末委託児童数	新規・措置変更			措置解除・措置変更								H23年度末委託児童数	
		から受託 児童福祉施設	家庭からの受託	その他	帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	入所 児童福祉施設に	他の里親に委託		その他
里親委託児童数	12		3	2	1					3		2		11
内訳	養育里親	10	1	1	1					2		1		8
	親族里親	1	2							1		1		2
	専門里親	1		1										1
	養子縁組里親													0

委託児童年齢

区分	0歳	1~6歳	7~12歳	13~15歳	16歳以上	計
里親委託児童数		4	5		2	11
内訳	養育里親		4	3		8
	親族里親					1
	専門里親			2		2
	養子縁組里親					

※上記は東部地区における数

9 県内児童福祉施設等入退所状況(中央児童相談所分)

施 設			入所定員 (H23.4.1)	平成23年度中 入 所	平成23年度中 退 所	入所児童数 (H24.3.31)	
種 別	名 称						
県 内 施 設	乳児院	鳥取こども学園乳児部		15	4	5	11
		米子聖園ベビーホーム		20			
	児童養護施設	鳥取こども学園		51	10	4	47
		青谷こども学園		30	2	2	14
		因伯子供学園		45	1	6	11
		光徳子供学園		30	2		2
		米子聖園天使園		80	4	4	5
	知的障がい児施設	皆成学園		65	1	3	18
		松の聖母学園		20	4	3	12
	知的障がい児通園	若草学園		30	14	15	30
		あかしや		30			
	肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)		25			
		総合療育センター(通園部)		30			
	肢体不自由児通園施設	鳥取療育園		40	4	11	25
		中部療育園		20			
	児童自立支援施設	喜多原学園		36	4	4	2
	重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター		160	1	1	54
	重症心身障がい児施設	総合療育センター		25	1		1
	情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	入所	30	9	3	16
			通所	15	8	6	10
里親委託				4	5	11	
県外施設							
計			797	73	72	269	

10 県内児童福祉施設等一覧

施設種別	名称	電話	所在地
乳児院	鳥取こども学園乳児部	0857-22-4225	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	米子聖園ベビーホーム	0859-29-5924	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
児童養護施設	鳥取こども学園	0857-22-4206	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
	青谷こども学園	0857-85-0358	〒689-0511 鳥取市青谷町善田31-1
	因伯子供学園	0858-22-2639	〒682-0854 倉吉市みどり町3249
	光徳子供学園	0859-54-2550	〒689-3203 西伯郡大山町名和1239-1
	米子聖園 ^{みその} 天使園	0859-29-4364	〒683-0841 米子市上後藤4-2-36
知的障がい児施設	松の聖母学園	0857-59-0361	〒689-0206 鳥取市白兎字小円道69
	皆成 ^{かいせい} 学園	0858-22-7188	〒682-0854 倉吉市みどり町3564-1
知的障がい児通園施設	若草学園	0857-28-1233	〒680-0947 鳥取市湖山町西1-516
	あかしや	0859-29-2585	〒683-0851 米子市夜見町330-3
肢体不自由児施設	総合療育センター(入所部)	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
	総合療育センター(通園部)	0859-34-2911	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
肢体不自由児通園施設	鳥取療育園	0857-29-8889	〒680-0901 鳥取市江津260
	中部療育園	0858-22-7191	〒682-0805 倉吉市南昭和町15
情緒障がい児短期治療施設	鳥取こども学園希望館	0857-21-9551	〒680-0061 鳥取市立川町5-417
児童自立支援施設	喜多原学園	0859-27-1101	〒689-3512 米子市泉706
重症心身障がい児(者)入所棟	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	0857-59-1111	〒689-0203 鳥取市三津876
重症心身障がい児施設	総合療育センター	0859-22-6164	〒683-0004 米子市上福原7-13-1
児童自立援助ホーム	鳥取フレンド	0857-27-1198	〒680-0022 鳥取市西町2-103
	倉吉スマイル	0858-45-1565	〒682-0412 倉吉市関金町山口652
	ピアホーム	0859-31-5339	〒689-0052 米子市博労町1-182-11

Ⅲ 婦人相談所の概要

婦人相談所は、売春防止法第34条に基づき、売春を行うおそれのある女子（要保護女子）の転落未然防止と保護更生のために設置された機関です。

婦人相談所では、婦人保護に関する啓発活動や、平成4年6月厚生省通知により、家庭関係の問題・性被害等、正常な社会生活を営む上で困難な問題を有する女性の個別の相談など要保護女子の範囲を拡大し、女性の福祉に関する業務を行うとともに、鳥取県の婦人保護事業実施の中心機関としての役割を果たしています。

また、平成14年4月から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、「配偶者暴力相談支援センター」の機能が付与され、配偶者等からの暴力被害者の相談・保護・自立支援の中核機関としての業務を行っています。

さらに、平成16年8月から厚生労働省通知により人身取引被害者の保護を図るための業務を行っています。

1 業務の概要

相 談

暴力被害者、要保護女子、その他社会生活を営む上で障がいとなる問題を抱えている女性の困りごと、悩みごとについて、来所相談に応じるとともに、相談専門の電話により広く相談に応じ、問題解決のための支援を行います。

調査・判定・支援

必要に応じて、相談のあった女性の了解を基に家庭環境、健康状態、性格、医学的、心理学的及び職能的な調査並びに判定を行い、関係機関等と具体的方策について十分協議しながら支援を行います。

一 時 保 護

緊急に保護を必要とする女性については、関係諸機関等への移送等の措置がとられるまでの間、一時保護を行い、問題解決を図るとともに、必要に応じて本人の性行、生活態度等の観察を通して必要な生活支援を行います。

平成14年4月1日からは民間シェルターや社会福祉施設等と委託契約を結び、委託一時保護事業を実施しています。

平成18年度からは、委託一時保護施設への委託の決定について、西部総合事務所福祉保健局長に、平成21年度からは中部総合事務所福祉保健局長にその権限が付与されたことにより、中部、西部地域での一時保護の相談により迅速に対応することが可能となりました。

予 防 啓 発 活 動

社会福祉団体、民生児童委員協議会並びに女性団体等の会合の利用、あるいはリーフレットの配付、広報機関の利用等により、婦人相談所が行う婦人保護事業について、理解と協力が得られるよう啓発に努めています。又、高校生等に対して、DV(デート DV)についての予防啓発として、高校でのデートDV学習会を実施しています。

2 婦人相談員の設置

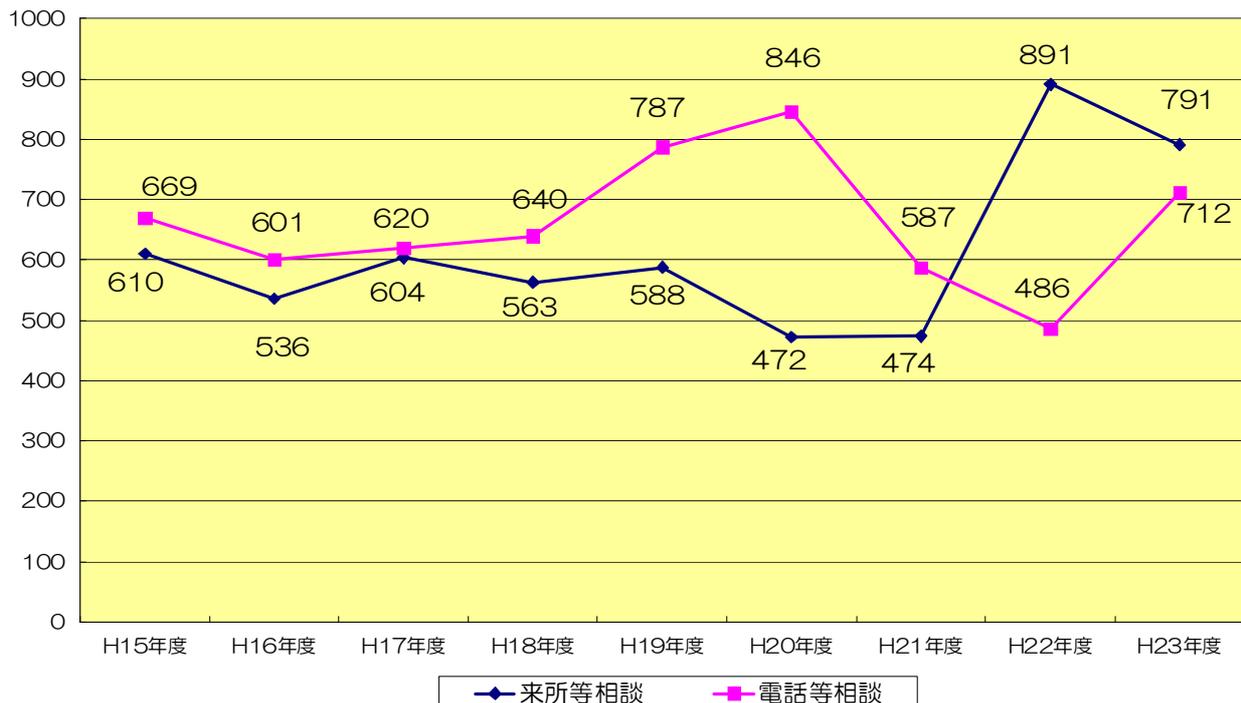
婦人相談員は売春防止法第35条の規定により県及び市福祉事務所に配置されています。

婦人相談員は婦人相談所と連携しながら担当地域内の実態把握や要保護女子の発見に努めるとともに、本人及び家庭における諸般の問題について電話・面接等で相談に応じています。相談の結果、相談者が自ら問題を解決する力を身につけ、自立性を十分に発揮できるよう、相談者の権利を擁護しながら支援を行っています。

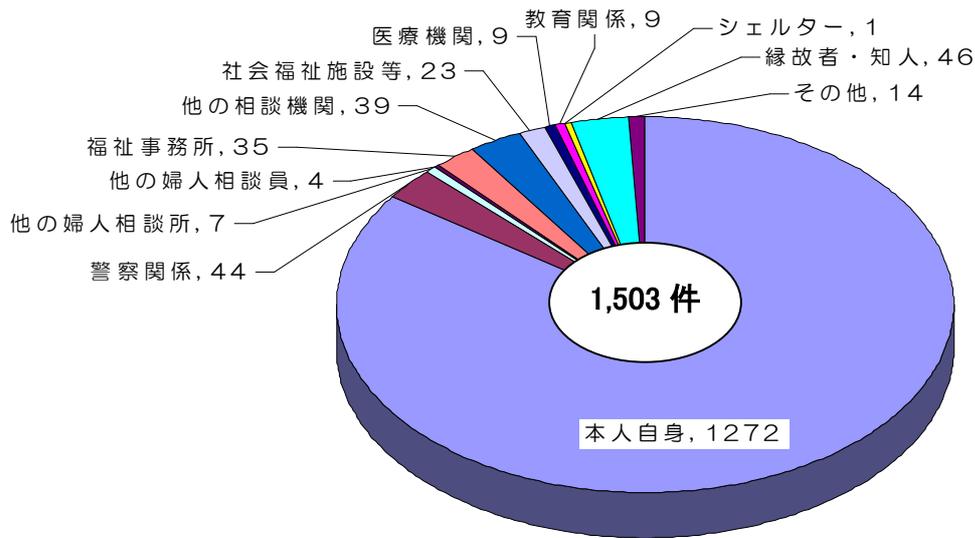
所属	勤務場所	対象区域
鳥取県	〒680-0901 鳥取市江津 318-1 鳥取県福祉相談センター（婦人相談所）	鳥取県全域
鳥取市	〒680-0845 鳥取市富安 2 丁目 138-4 鳥取市児童家庭課	鳥取市
倉吉市	〒682-8611 倉吉市葵町 722 倉吉市子ども家庭課	倉吉市
米子市	〒683-8686 米子市加茂町 1-1 米子市こども未来課	米子市
境港市	〒684-8501 境港市上道町 3000 境港市子育て・健康推進課	境港市

3 相談業務状況(婦人相談所及び婦人相談員取扱い分)

(1) 相談受付件数



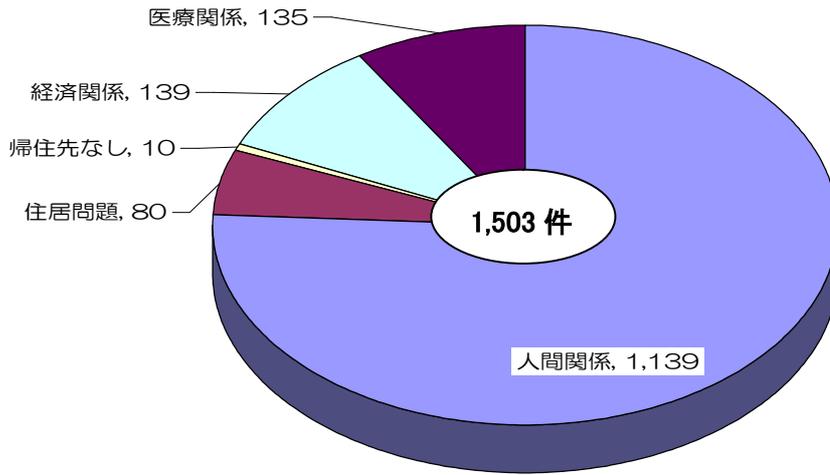
(2)経路別受付状況



(単位: 人)

区分		本人自身	警察関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	教育関係	シエルター	縁故者・知人	その他	計
		相談所	来所	137	7				6	5	3	2		3
	電話	200	28		1	10	20	12	5	4		12	11	303
	訪問	55	1											56
	メール	19												19
相談員	来所	471	1		1	3	5	3				12		496
	電話	335	7	7	2	3	7	3		3	1	18	2	388
	訪問	53							1					54
	メール	2												2
	その他					19	1					1		21
計		1272	44	7	4	35	39	23	9	9	1	46	14	1,503

(3) 主訴別受付状況

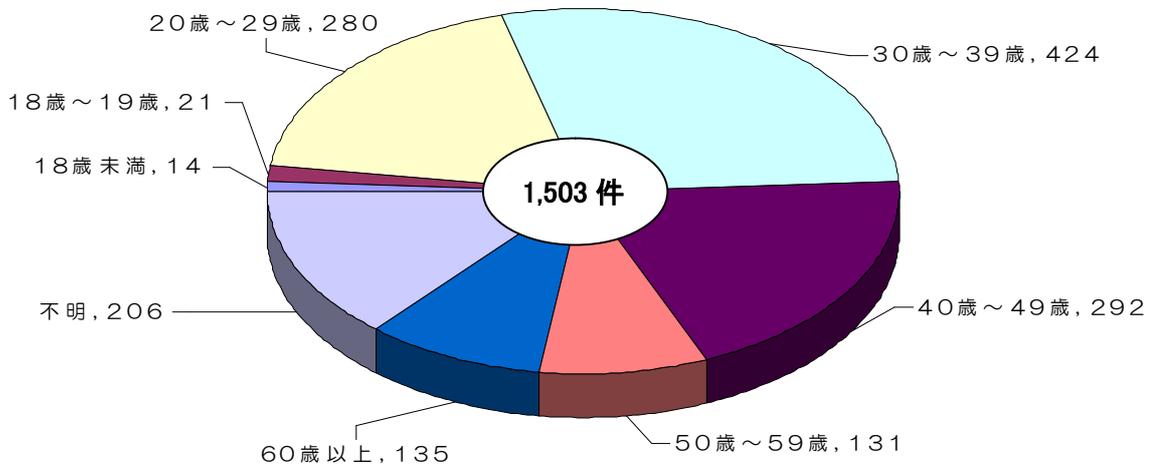


(単位：人)

区分	人間関係															小計	
	夫等				子ども			親族			家庭不和	者その 他の 暴力の	の 手 交 際 暴 力 か ら	男 女 問 題	そ の 他 人 間 関 係		
	夫等の暴力	酒乱・薬物中毒	離婚問題	その他	子どもの暴力	養育不能	その他	親の暴力	その他親族の暴力	その他							
相談所	来所	92		16	5	3	1	4	6	1	5	2	1	6		6	148
	電話	101	1	28	20	7		12	8	3	11	1	1	8	1	32	234
	訪問	35						1	4					4		5	49
	メール	9		4	2												15
相談員	来所	135		106	24	3	10	33	3		3	9	1	2	3	12	344
	電話	104		37	10	3	10	64	2		12	7	1	7	6	27	290
	訪問	14			5		1	16			1					1	38
	メール	1															1
	その他	9		8				1	1						1		20
計	500	1	199	66	16	22	131	24	4	32	19	4	27	11	83	1,139	

区分	住居問題	帰住先なし	経済関係					医療関係					不純異性交遊	売春強要	ヒモ・暴力団関係	5条違反	人身取引	合計
			生活困窮	借金サラ金	求職	その他	小計	病気	精神的問題	妊娠・出産	その他	小計						
相談所	来所	6	2	2		1	2	5	2			1	3					164
	電話	13	3	9	1	5	18	33	4	11		5	20					303
	訪問	2				3	1	4		1			1					56
	メール			1	1			2		2			2					19
相談員	来所	35	3	14	24	8	13	59	4	28	17	6	55					496
	電話	19	2	5	8	5	9	27		43	3	4	50					388
	訪問	5		2		3	2	7		3		1	4					54
	メール					1		1					0					2
	その他						1	1					0					21
計	80	10	33	34	26	46	139	10	88	20	17	135	0	0	0	0	0	1,503

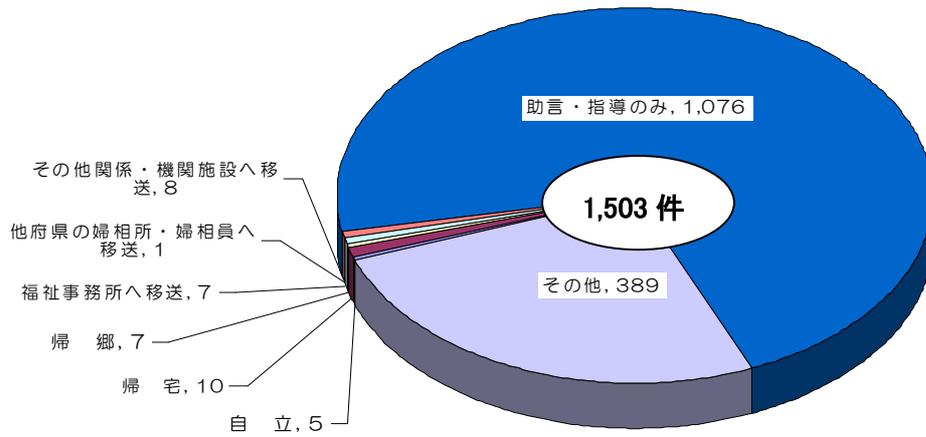
(4) 相談者の年齢



(単位：人)

区 分		18歳未満	18歳～19歳	20歳～29歳	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上	不明	計
相談所	来 所	3	8	27	56	36	12	18	4	164
	電 話	3	4	37	44	48	31	36	100	303
	訪 問	3		15	15	20	1	2		56
	メール			1	13				5	19
相談員	来 所	3	7	130	178	112	19	25	22	496
	電 話	2	1	53	73	70	67	52	70	388
	訪 問			12	34	6		2		54
	メール				1				1	2
	その他		1	5	10		1		4	21
計		14	21	280	424	292	131	135	206	1,503

(5) 処理状況



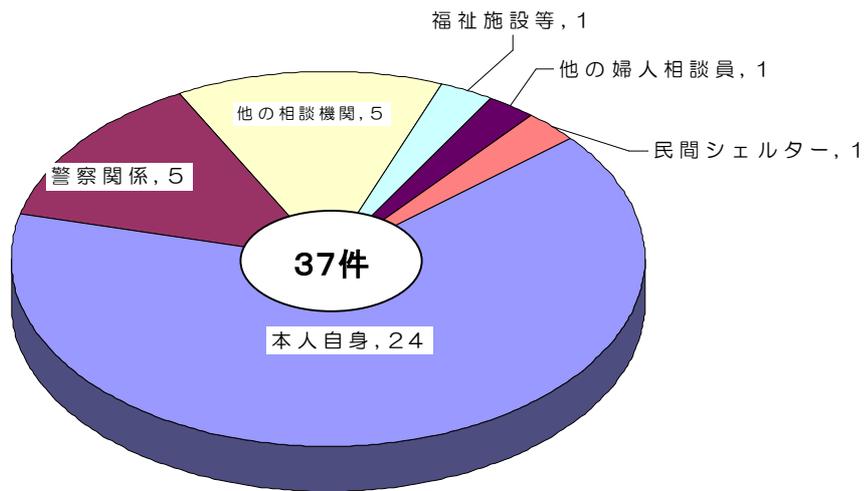
(単位：人)

区分		自立	帰宅	帰郷	福祉事務所へ移送	他府県の婦人相談所へ移送	その他関係機関・施設へ移送	助言・指導のみ	その他	計
相談所	来所	4	10	7	5	1	6	68	63	164
	電話							186	117	303
	訪問							11	45	56
	メール							16	3	19
相談員	来所	1			1		2	457	35	496
	電話							283	105	388
	訪問				1			48	5	54
	メール							2		2
	その他							5	16	21
計		5	10	7	7	1	8	1,076	389	1,503

※平成23年度未処理 1件

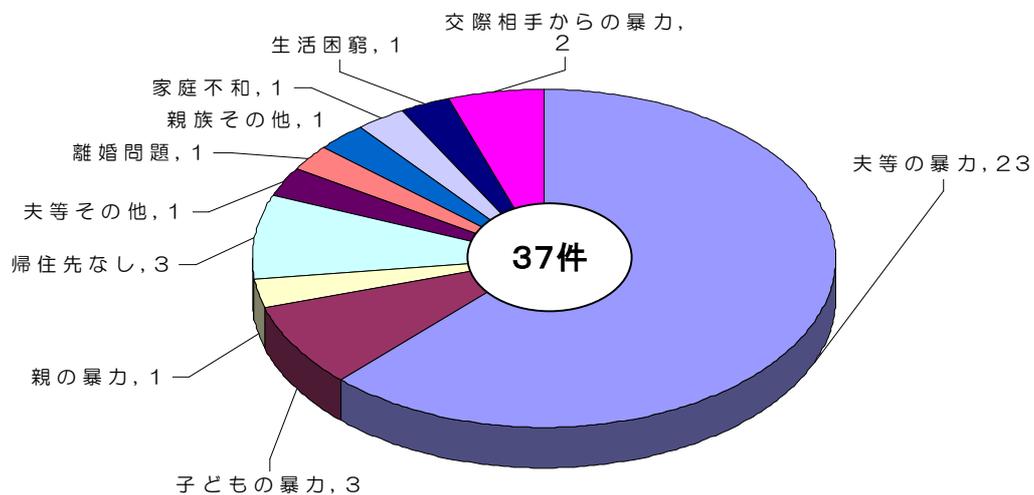
4 一時保護業務の状況

(1) 経路別一時保護状況(新規入所分)



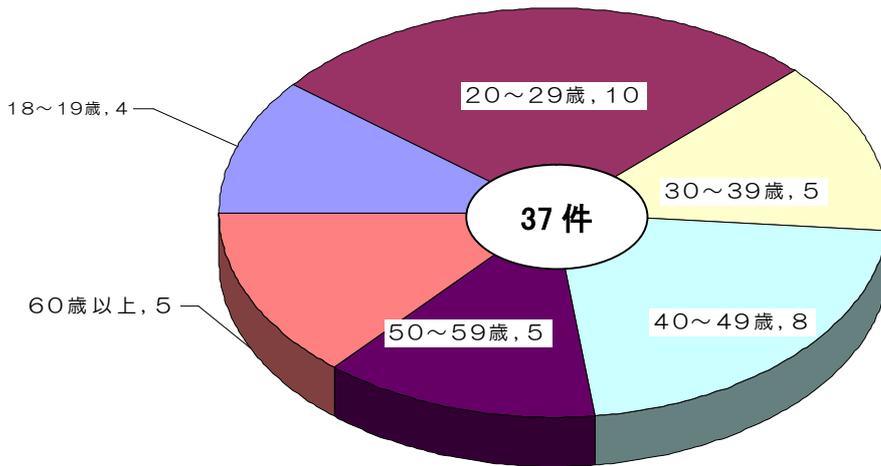
経路	本人自身	警察関係	他の相談機関	福祉施設等	他の婦人相談員	民間シェルター	計
人員	24	5	5	1	1	1	37

(2) 主訴別一時保護状況(新規入所分)



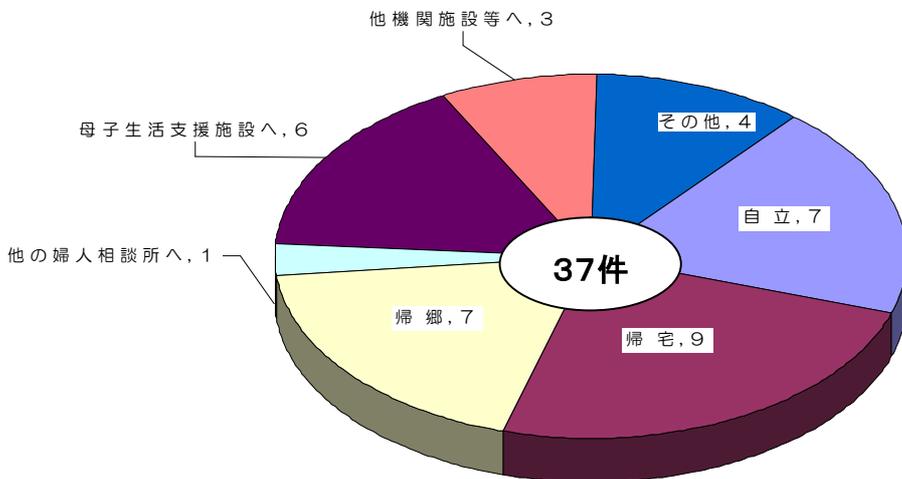
区分	夫等の暴力	子どもの暴力	親の暴力	帰住先なし	夫等その他	離婚問題	親族その他	家庭不和	生活困窮	交際相手からの暴力	計
人員	23	3	1	3	1	1	1	1	1	2	37

(3) 年齢別一時保護状況(新規入所分)



年齢	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	計
人員	4	10	5	8	5	5	37

(4) 一時保護処理別状況(年度内処理分)



区分	自立	帰宅	帰郷	福祉事務所		他機関施設等へ	他の婦人相談所へ	その他	合計	年度未処理数
				施設支援へ	他会社					
要保護女子	7 (5)	9 (3)	7 (6)	6 (11)		3	1	4	37 (25)	1 (2)

※ () は同伴児者で別掲

(5) 件数及び保護日数(年度内処理分)

期間	1~5日		6~10日		11~15日		16~20日		21~30日		31日以上		計		平均日数
	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	人	延日数	
要保護女子	11	30	5	42	7	96	7	131	5	128	2	63	37	490	13.2
	(5)	(14)	(3)	(30)	(4)	(54)	(7)	(134)	(5)	(118)	(1)	(32)	(25)	(382)	(15.3)

※ ()は同伴児者で別掲

5 主催事業実施状況

月	日	名称
4月	12日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	28日	東部圏域DV相談支援担当者連絡会及び事例研究会
5月	20日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	20日	第1回婦人相談員連絡協議会
7月	12日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	19日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
	21日	DV被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
	25日	東部圏域DV相談支援担当者連絡会及び事例研究会
	29日	DV予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	30日	//
31日	鳥取県 DV 予防啓発支援員のためのフォローアップ講座	
8月	2日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	3日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	8日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	26日	DV予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	27日	//
9月	9日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会
	21日	第2回婦人相談員連絡協議会
	30日	DV予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
10月	1日	DV予防啓発ファシリテーター養成講座 in 鳥取
	14日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会
	26日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	27日	東部圏域DV相談支援担当者連絡会及び事例研究会
11月	2日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	5日	鳥取県 DV 予防啓発支援員連絡会説明会
	10日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	11日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会
12月	9日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会
	13日	第3回婦人相談員連絡協議会
	20日	弁護士による法律の専門相談事業(定期開催分)
1月	12日	弁護士による法律の専門相談事業(随時開催分)
	13日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会

月	日	名称
2月	1日	配偶者暴力相談支援センター業務研究会
	9日	DV被害者支援体制強化事業に係るケース検討会
	10日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会
	21日	弁護士による法律の専門相談事業（定期開催分）
	23日	東部圏域DV相談支援担当者連絡会及び事例研究会
3月	3日	鳥取県DV予防啓発支援員連絡会
	15日	東部圏域DV防止関係機関連絡会
	16日	東部圏域 DV 予防啓発支援員連絡会

6 鳥取県における主な DV 被害者支援関係事業について

(1) 委託一時保護事業（国庫、単県）

配偶者からの暴力被害者及び人身取引被害者をより迅速かつ広域的に保護するため、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託するものです。

(2) 心のケア事業（国庫、単県）

心理療法担当職員を配置し、被害者の心理的回復を支援しています。

(3) 鳥取県ステップハウス運営事業（単県）

単身の配偶者からの暴力被害者など、他の法律で自立支援が受けられない女性を対象に長期的な日常生活上の支援、心理的ケア等の体制を強化し、早期の心理的回復と生活再建を行います。生活指導等を行う場として県がアパートを借り上げ（期間：1年以内）、スタッフが支援しています。

(4) 暴力被害者一時保護事業（単県）

配偶者以外の者（親、兄弟等）からの身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などの暴力被害者について、婦人相談所長が婦人相談所の一時保護所以外の施設や民間団体に一時保護を委託しています。

(5) 女性に対する暴力被害者支援事業（単県）

被害者を支援する民間シェルター等に対して助成をしています。

- ①一時保護移送事業 被害者が一時保護施設へ避難するまでの間の移送費
- ②一時保護事業 一時保護を行うために借り上げた借間等の賃借料
- ③医療費支援事業 入所直前の医療費、入院にかかる個室料
- ④同行支援事業 入退所支援に係る交通費等
- ⑤自立支援事業 自立を支援するために必要な借間等の賃借料
- ⑥通訳雇上事業 外国人被害者に係る相談、保護及び自立支援を行うための通訳雇い上げに必要な費用
- ⑦託児支援事業 乳幼児を同伴するDV被害者が、自立に向け就職活動や行政機関、裁判所、社会福祉施設等を訪問するために、当該乳幼児を託児所等に預けるために要する費用
- ⑧学習ボランティア
の活用事業 一時保護中の被害者の同伴児童に対する学習ボランティアによる学習支援に係る費用
- ⑨保護命令手続き事業 一時保護中の被害者が裁判所に保護命令の申立てを行う費用

(6) 外国人 DV 被害者等支援員養成事業

DV 被害や人身取引被害、生活習慣の不適應等さまざまな問題を抱える外国人からの相談に適切に対応するため、通訳者の養成に向けた研修を実施しています。

(7) デート DV 学習会、研修会の実施

デート DV の予防、啓発を図るため、デート DV に対する正しい認識及び対等で尊重しあう関係について、主に若者を対象としたデート DV 啓発講座の実施に向け取り組んでいます。

(8) 鳥取県 DV 予防啓発支援員活動事業

地域・学校等で DV の予防啓発活動等を行える DV 予防啓発支援員を養成するために、ファシリテーター養成講座を実施しました。受講者 100 人のうち、78 人が予防啓発支援員として登録しています（平成 23 年度末現在）。

デート DV 学習会等に支援員を講師として派遣したり、連絡会を開催したりする等（県及び各圏域）、DV 予防啓発支援員の活動を支援するとともにスキルアップを図っています。

福祉相談センター利用のご案内

- 相談方法 来所、電話など様々な方法でお受けしています。
- 受付時間 月曜日から金曜日まで 午前8時30分～午後5時15分（年末年始・祝祭日を除く）
ただし、緊急を要する児童虐待通告やDV被害者保護通報などは土日・祝祭日や夜間でも対応しています。
- 相談内容の秘密は固く守ります。
- 相談や検査はすべて無料です。

連絡先

〒680-0901 鳥取市江津 318-1
TEL 0857-23-1031 FAX 0857-21-3025
E-mail fukushisodan@pref.tottori.jp
fsc_jyoseisodan@pref.tottori.jp（女性相談専用）

子どもの相談（中央児童相談所）

こんな時にはご相談ください。

- ・子どもへの虐待について相談したい。
- ・子どもが学校に行きたがらない。
- ・子どもを育てることができない。
- ・子どもの暴力などに悩んでいる。
- ・発達の遅れの疑いがある。
- ・子どものしつけに悩んでいる。
- ・その他子どもに関する様々な相談

相談専門ダイヤル こども電話0857-29-5460
（児童相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

女性の相談（婦人相談所・配偶者暴力相談支援センター）

こんな時にはご相談ください。

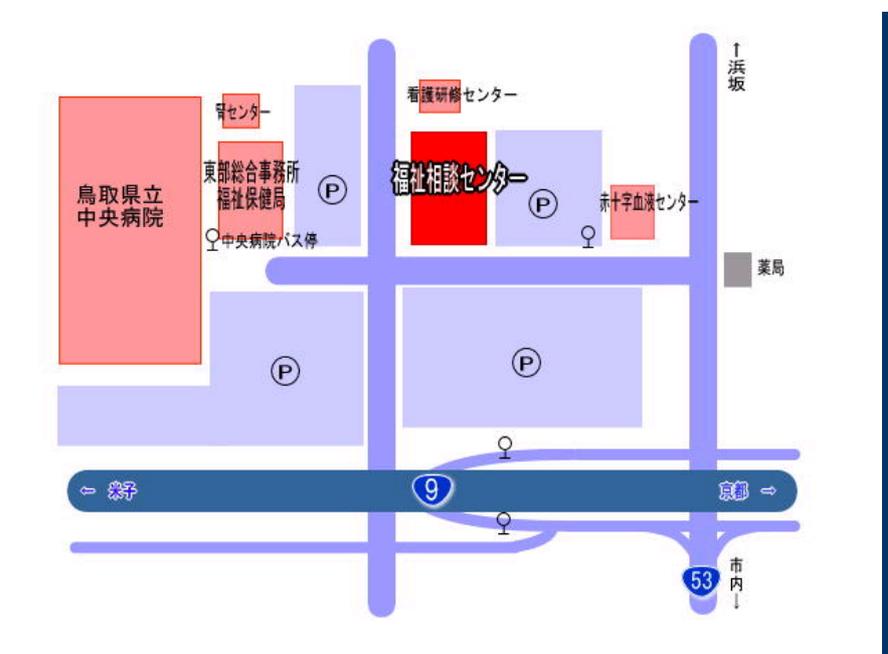
- ・家庭内での不和やいざこざがある。
- ・夫婦、子どもの間がうまくいっていない。
- ・男女関係で悩んでいる。
- ・暴力や脅迫におびえている。
- ・生活に自信が持てなくなった。
- ・家出など、どこにも行くところがない。
- ・家庭や職場の人間関係で悩んでいる。
- ・その他さまざまな心配事や悩み事がある。

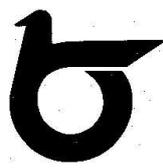
相談専門ダイヤル 0857-27-8630
（婦人相談員受付）月～金 A.M.8:30～P.M.5:15

[参考] 夜間電話相談 0858-26-9807
（夜間電話対応職員）毎日 P.M.5:15～A.M.8:30

福祉相談センター案内図

〒680-0901 鳥取市江津318-1





業務の概要

発行：鳥取県福祉相談センター
鳥取県中央児童相談所
鳥取県婦人相談所